

後期基本計画

1. 重点プロジェクト

1. 重点プロジェクト

少子高齢化の加速や自然災害の頻発等、激変する社会情勢に対しては、選択と集中の視点を持って施策を実施していくことが求められます。

そのため、本町が抱える課題を踏まえ、成果が強く望まれる施策・事業について、施策体系の枠組みを超え、横断的かつ総合的に進めることにより相乗的な効果を発揮させ、その波及効果が期待できるものを「重点プロジェクト」と位置付けます。

本計画においては、町の基本理念や将来像、美里町の課題等を踏まえて、「健幸」、「美力」、「安全・安心」の3つの視点から重点プロジェクトを設定します。

■重点プロジェクトイメージ



重点プロジェクト①【健幸】

心も体も美しく”健幸”推進プロジェクト

プロジェクト概要

全国的な人口減少・高齢化が進む中、「人生100年時代を豊かに生きる」ため、自己の能力を活かした働き方や健康寿命の延伸に向けた取組、地域や社会の課題解決のための活動につなげていくことの必要性が一層高まっています。また、近年人々の価値観・暮らし方はより多様になっており、人とのつながりや社会貢献、生きがい等、心の豊かさが重視される時代となっています。

本町においても高齢化や価値観の多様化等が進む中、町民がいかに主体的に活動し、楽しみ・生きがいを持って暮らすことができるか、そのための取組の重要性が高まっている状況にあります。

そこで、すべての町民が生涯に渡って生きがいを持ち、心身ともに健康で幸せに暮らしていける「健幸」なまちづくりを目指し、関係する施策を重点的に進めます。

具体的な施策

施策名	重点的な取組
1-1-2-②いじめ・不登校児童生徒の解消	○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる相談事業の拡充 ○いじめ問題対策連絡協議会の実施
1-3-1-①スポーツを通じた元気で健幸なまちづくり	○各種スポーツの振興 ○ミムリン健幸ポイント事業の推進 ○T-Well 運動プログラムを導入した運動教室の推進 ○健康づくり事業の推進・強化（健幸ポイント事業、ICT及びSIBを活用したヘルスケア事業、生活習慣病予防事業等）
3-1-1-①健康づくり事業の充実	○高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施 ○妊婦健診、乳幼児健診、各種がん検診の充実 ○特定健康診査等の実施及び保健指導の充実・強化 ○予防接種の推進
3-1-1-②健診（検診）体制及び保健サービスの充実	○各種助成事業の充実（がん患者ウィッグ購入費用助成、禁煙外来費用助成、妊産婦医療費助成、人間ドック検診料助成等）
3-1-3-①国民健康保健制度の充実	○特定健診未受診者対策事業の推進
3-2-1-①社会参加と交流の推進	○各種交流事業の実施
3-3-2-①生きがいづくりの推進	○生きがいづくりの場の提供（介護予防・健康づくり事業、公民館講座、いきがい大学等） ○高齢者いきいき活動応援団の養成推進
4-2-1-②町民、農業者等の参画	○ワークショップの開催

美里の”美力”向上プロジェクト

プロジェクト概要

本町は、田園や里山等の美しい自然環境と四季折々の景観、多くの歴史的文化財や脈々と継承される伝統行事、豊かな農畜産物等、多くの地域資源を有しています。しかしながら、その豊富な資源を活かしきれず、町の魅力が知られていない状況にあります。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響は、人々の働き方・ライフスタイルに大きな変化を与えています。一挙に加速したデジタル化の流れにより、これまでの東京圏への一極集中の時代から仕事や生活の拠点を地方にシフトしていく動きが、今後より進むものと考えられます。

そこで、本町の認知度を向上させ、来訪機会の創出・拡大を図り、更には定住促進に繋がるよう、町の拠点となる施設「地域活性化施設」の整備に重点的に取り組みます。この施設を核に町の資源を活用した取組を展開し、定住する上での「美力（魅力）」、交流する上での「美力（魅力）」を向上させ、持続可能なまちづくりへ向けて取り組んでいきます。このほか、テレワークの推進やサテライトオフィス・シェアオフィスの設置に向けた支援等、多様な働き方に対応できる環境を整備し、新たな人の流れを生み出し、定住人口・関係人口の創出・拡大に向けて取り組んでいきます。

ウツクシタウンライフ



©コア

具体的な施策

施策名	重点的な取組
2-1-3-①農産物の高付加価値化の推進	○地消地産、6次産業化の推進
2-1-3-②農林業に携わる機会の創出	○地域おこし協力隊、集落支援員を活用した新規交流事業の創出
2-2-1-①「食」関連事業者への支援	○農産物加工品の商品化支援
2-2-1-②地消地産の推進	○農産物の高付加価値化の推進
2-2-1-③6次産業化の推進	○6次産業施設の整備 ○地元農産物を扱う飲食店への支援 ○地域活性化施設整備事業と連携した取組の実施
2-4-2-②テレワークの推進	○サテライトオフィス・シェアオフィスの整備
2-4-2-③チャレンジショップの推進	○地域活性化施設を活用したチャレンジショップの整備・活動支援
2-5-2-①観光基盤の整備	○既存資源の磨き上げと新規観光資源の掘り起こし ○観光プログラムの創出 ○ハイキングコースの整備 ○交流機会の創出・拡大（市民農園の開設、姉妹都市交流事業等）
2-5-2-②観光PR・魅力発信の強化	○ホームページ、SNS、メディア等を活用した情報発信の強化
4-1-1-①都市計画マスタープラン等の策定	○町全域を対象とした都市計画マスタープランの策定 ○持続可能なまちづくりに向けた立地適正化計画の策定
4-1-1-②用途地域等の地域地区の指定	○中心拠点地区における既存集落と新たなポテンシャルが融合した用途地域等の指定
4-1-2-①まちづくり拠点地区（中心拠点）	○地域活性化施設整備事業の推進
4-2-1-③施設の整備・運営の手法	○地域活性化拠点施設の整備
4-4-1-①情報発信の強化	○情報発信媒体の充実 ○美里町観光協会との連携強化
6-2-2-③関係人口創出事業の推進	○関係人口が活躍できる居場所の創出 ○副業人材プロジェクトの活用 ○地域おこし協力隊を活用した新規事業の創出

日常生活の”安全・安心”プロジェクト

プロジェクト概要

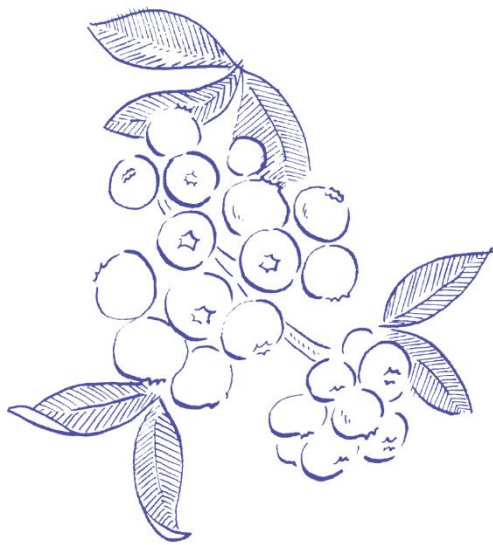
平成23年（2011）3月に発生した東日本大震災をはじめ、近年、台風や大雨による風水害、雪害等、全国で多くの自然災害が発生しています。自然災害が比較的少ないと思われていた本町においても、東日本大震災や平成26年（2014）の茨城県南部地震及び大雪による被害を受けました。更に、令和元年（2019）の台風第19号（東日本台風）では、河川氾濫には至らなかったものの、水位が堤防高さまで近づき、不安の中、避難をした住民もいました。加えて、令和元年（2019）12月に報告された新型コロナウイルス感染症の拡大等、近年、日常生活における「安全・安心」への関心がこれまで以上に高まっている状況にあります。また、アンケートで人口減少・少子化に歯止めをかけるために必要なことについて調査したところ、地域の中で安心して子育てができる環境の整備、経済的支援が必要であるという結果が得られています。

こうした状況を踏まえ、町民が日々の生活の中で「安全・安心」を感じながら生活することができるまちづくりが重要であり、それに関連する施策を重点的に進めます。



具体的な施策

施策名	重点的な取組
1-1-3-③安全・安心な学校づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○通学路の安全確保の推進 ○見守りボランティアの充実 ○交通指導員の立哨活動の推進
3-1-2-①地域医療体制の充実	○適正医療の普及啓発
3-1-2-②救急医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○本市市児玉郡医師会、周辺市町及び児玉郡市広域消防本部との連携強化 ○救急医療確保のための運営費用補助の実施
3-1-2-③感染症対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症対策の実施 ○疾病についての正しい知識及び感染対策についての普及啓発 ○相談・検査・医療体制の整備
3-3-1-③地域ケア体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括ケアシステムの構築 ○総合相談支援の実施 ○包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の実施
3-4-1-①妊娠・出産サポートの充実	○各種助成事業の充実（不妊治療費助成、不妊検査費助成、妊産婦医療費助成等）
3-4-1-②子育て支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て包括支援センターでの総合相談及び支援の推進 ○子ども家庭総合支援拠点の整備 ○各種助成事業の充実（こども医療費支給、多子世帯保育料等の補助、ミムリン出産祝金等）
5-3-1-③コミュニティ活動の推進	○行政区等のコミュニティ活動の支援
5-5-1-①防災体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○国土強靱化地域計画、地域防災計画の適正な運用 ○消防団活動の支援及び連携強化
5-5-1-②防災・減災のための施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所設備の充実 ○地域の防災機能を有した拠点施設の整備の検討
5-5-1-③自主防災組織の強化	○自主防災組織の活動支援
5-5-1-⑤広域防災体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○災害協定の締結推進 ○児玉郡市広域市町村圏組合との情報共有
5-5-2-①防犯体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯パトロールの推進 ○警察署や関係団体等との連携強化
5-6-1-①交通安全施設の整備	○交通安全施設の適正な維持管理と整備の推進
5-6-1-②交通安全意識の高揚	○見守り活動の推進（交通指導員による立哨指導、見守りボランティアの協力等）



後期基本計画

2. 施策概要

2. 施策概要

次ページより、施策体系に基づく施策概要の整理を行います。

■ 施策概要の見方

各基本施策は、偶数ページから始まります。

基本施策が貢献するSDGsのゴールを表示しています。

総合振興計画の目標年度である5年後の目指す姿を記載しています。

前期基本計画期間中の成果を含めた取組状況や課題を記載しています。

現況を説明する図表等を、適宜掲載しています。

第2章 産業

● 基本施策3 安心して働ける雇用の場づくり

● SDGsへの貢献

将来像(5年後の目指す姿)

- ・ 企業の継続した事業経営と安定した雇用があるまち
- ・ 製造業だけでなく様々な業種の企業が町に進出したくなるまち

現況と課題

- ・ SDGsの開発目標「8.働きがいも経済成長も」にあるように、持続可能なまちづくりには経済成長は欠かせません。持続可能な経済成長のための働き場の確保が求められます。
- ・ 本町では、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく産業導入地区の指定を行うなど、これまで積極的に企業誘致を行い、多くの企業、工場が立地しています。新型コロナウイルスの発生により、企業を取り巻く経済状況は大変厳しい状態にあり、まずは、雇用を守り、事業が継続できるような支援が求められています。
- ・ 埼玉県企業局と共同で整備した寄居スマートIC美里産業団地については、立地企業が決まり、新たな雇用の場として期待されています。今後は産業団地進出企業合同の就職説明会の開催を検討していく必要があります。
- ・ 埼玉県北部の7市町（熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町及び寄居町）で構成する埼玉県北部地域地方創生推進協議会では、高校生等を対象とした企業説明会を開催し、就職希望者と地元企業のマッチングの機会を提供し、雇用の創出に取り組んできました。引き続き、安定した雇用に向けた取組が求められています。

● 工業の推移

年	事業所数 (箇所)	従業者数 (人)	製造品 出荷額等 (百万円)	事業所当たり 出荷額等 (百万円)	従業者当たり 出荷額等 (百万円)
平成22年	51	2,665	251,321	4,928	94
23年	—	—	—	—	—
24年	46	2,731	252,247	5,484	92
25年	44	2,858	202,303	4,598	71
26年	44	2,755	109,979	2,500	40
27年	—	—	—	—	—
28年	—	—	—	—	—
29年	44	2,901	114,053	2,592	39
30年	43	3,011	120,134	2,794	40
令和元年	42	3,144	114,411	2,717	36

資料：工業統計調査（平成23年、27年及び28年は未実施、平成29年以降の製造品出荷額等は前年度分）

後期基本計画の基本方針

- ・地域経済の発展や若者の定着につながる魅力ある雇用の創出を目指して、優良企業の誘致を推進します。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行等、変化する経済状況に柔軟に対応できるよう、中小企業の継続的な事業経営支援とともに、安定した雇用の維持に努めます。

具体的な施策

1 企業の発展と雇用の創出

細施策名	主な取組
①企業への支援	○優良企業の誘致 ○新たな用地の確保 ○各種奨励金事業の充実（工場立地促進奨励金等）
②安定した雇用の創出	○企業説明会の実施 ○就労相談体制の充実 ○ハローワークとの連携強化

成果指標

指標名	現状値	目標値（R7）
①新規に誘致する企業数（社） 【5年間の合計】	0（R1）	3
②町内事業所就業者数（人）	5,764（R1）	6,100
③就職相談会の実施（件／年）	1（R1）	1

関連する個別計画

- ・農村地域工業等導入実施計画
- ・埼玉県企業拠点強化促進計画

将来像（左ページ参照）の実現に向けた取組の考え方を記載しています。

基本施策を体系化し、最も細かい施策ごとの主な取組を記載しています。重点プロジェクトに位置付ける主な取組は「★」で表示します。

基本施策による施策展開の結果として、達成すべき目標指標を掲げています。これら指標により、基本施策の達成状況を評価します。

総合振興計画を実現するために様々な個別計画を策定しています。ここでは、基本施策に関連する個別計画名を記載していません。



第1章 教育·文化

基本施策1 生きる力と郷土愛を育む教育の場づくり

SDGs への
貢献



将来像(5年後の目指す姿)

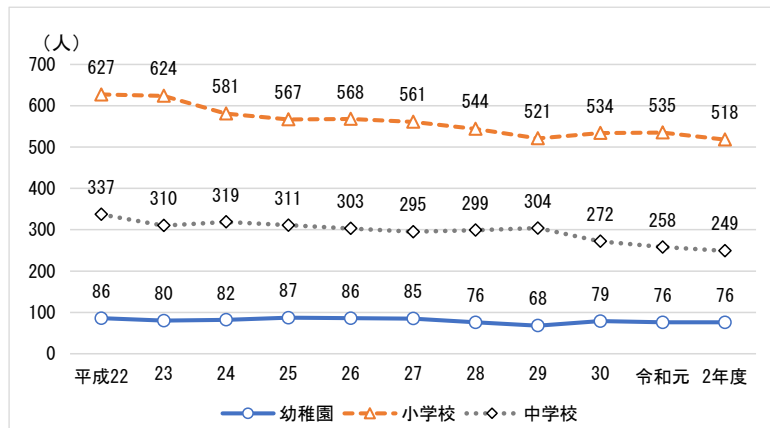
- ・自らの考えを広げ深める、対話的な学びができる「生きる力」を持った子どもが育つまち
- ・まちに誇りと愛着を持ち、ずっと住み続けたいと思う、まちを離れても再び帰ってきたいと思う子どもが育つまち
- ・学校・家庭・地域が一体となって子どもの育成に関わり、思いやりのある人間性・社会性を身につけ、自立した子どもが育つまち

現況と課題

- ・充実した教育環境を目指す中、少子高齢化社会が到来し、本町でも小・中学校ともに児童生徒数の減少が進んでいます。本町は町内に高校や大学がないため、中学卒業後は一旦町外へ進学しますが、また戻ってきたい、本町に住み続けたいと思うまちへの愛着を持たせるには、義務教育期間の小・中学校での学びの経験が重要であると考えられます。
- ・本町の学力状況を全国学力・学習状況調査の結果からみると、小学生については県平均と同程度ですが、中学生においては県平均より低い状況にあり、学力の向上が大きな課題です。
- ・効果的な指導法の共有のための学力向上担当者会の開催や巡回相談のほか、Q-U検査の実施により、児童生徒の理解度と対応方法の把握、更には一人ひとりの個性と創造力の高揚に繋がってきました。引き続き、学力向上をはじめとする様々な教育課題の解決に結びつく取組を実施するとともに、教員の資質向上を図ることが必要です。
- ・青少年期は、学校や家庭、地域社会における様々な人との交流の中で豊かな人間性や自主性、協調性等を培う重要な時期です。しかし、近年、核家族の進行や地域社会のつながりの希薄化、価値観の変化等、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。SDGsには「4. 質の高い教育をみんなに」という開発目標があります。持続可能なまちづくりには、課題を正確に理解できるようにする教育が重視されており、社会を「生き抜く力」が求められます。また、社会変化の激しい時代に生きる子どもたちには、自らのスキルを育み、自ら能力を引き出し、主体的に判断し行動する、「生きる力」を身に付けることが求められてきます。このことから、学校が地域の拠点となり、積極的に家庭や地域と連携を図り、未来を担う子どもたちを健やかに育むために学校・家庭・地域が一体となった教育の推進が必要です。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大は教育現場にも大きな影響をもたらしました。臨時休校を余儀なくされ、学びを継続するための環境整備が求められたことから、児童生徒1人1台端末と校内の高速ネットワークを整備する「GIGAスクール構想」を推進し、ICT教育やオンライン学習の基盤となる環境を整備しました。今後は、整備した環境を活用していくことが求められます。

- ・今後、更に少子化が進行し、児童生徒数が減ると見込まれることから、学校の小規模化に対応しなければならず、学校規模適正化（統廃合）を検討する必要があります。

■園児・児童・生徒数の推移



資料：学校基本調査
(各年5月1日)

■幼稚園・小学校・中学校の園児数・児童数・生徒数等の推移

年度	幼稚園 園児数 (人)	小学校（3校）						中学校（1校）		
		学級数 (学級)	教員数 (人)	児童数（人）				学級数 (学級)	教員数 (人)	生徒数 (人)
				学校別			計			
				松久	東見玉	大沢				
平成23年度	80	28	45	206	330	88	624	11	24	310
24年度	82	28	46	185	304	92	581	11	26	319
25年度	87	28	48	173	307	87	567	11	26	311
26年度	86	29	48	174	305	89	568	10	23	303
27年度	85	28	46	164	304	93	561	11	24	295
28年度	76	29	48	161	293	90	544	11	24	299
29年度	68	30	45	165	271	85	521	11	25	304
30年度	79	31	50	181	269	84	534	10	24	272
令和元年度	76	30	49	177	266	92	535	10	22	258

資料：学校基本調査（各年5月1日）

後期基本計画の基本方針

- ・児童生徒に学習の基礎・基本の習得の定着を図るとともに、変化の激しい時代に対応する「生きる力」を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業を展開します。
- ・デジタル化社会の実現に向け、新しい学びの機会を提供するため、ICTを活用した授業の充実を図ります。
- ・本町で学び育った児童生徒が、町外へ進学・就職した後、再び町内へと帰郷するようふるさとへの愛着と誇りを醸成する取組を推進します。
- ・学校・家庭・地域が連携し、児童生徒の健やかな成長と地域の教育力の向上を図ります。

具体的な施策

1 確かな学力と生きる力の充実

細施策名	主な取組
①確かな学力の育成	○学力向上研究事業の実施 ○「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の推進
②新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備の推進	○ICTを活用した授業の充実 ○英検チャレンジの実施
③社会的自立に向けた進路・キャリア教育の推進	○中学生社会体験チャレンジ事業の実施 ○小・中学校9年間のキャリアパスポートを活用したキャリア教育の実施
④多様なニーズに対応した教育支援の充実	○小・中学校における特別支援教育の体制整備 ○巡回相談を活用した教育支援体制の充実
⑤地域を愛する心を育む教育の充実	○地域の人材や資源を活用した体験活動の充実

2 豊かな心と健やかな体の育成

細施策名	主な取組
①豊かな心を育む教育の推進	○小学生を対象にした芸術鑑賞会の実施 ○6年生スポーツ交流会の実施
②いじめ・不登校児童生徒の解消	★スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる相談事業の拡充 ★いじめ問題対策連絡協議会の実施
③一人ひとりに寄り添う生徒指導・相談体制の充実	○公認心理師による「子どもの教育相談」の実施 ○さわやか相談員による相談事業の実施 ○学校・保護者・地域及び関係機関が連携した生徒指導の推進
④人権を尊重した教育の推進	○人権感覚育成プログラムを取り入れた人権教育の推進 ○人権意識を培うための指導方法の研究の推進
⑤体力の向上と学校体育活動の推進	○美里町健康・体力づくり連絡会議の実施 ○外部指導者の活用による運動等活動の充実
⑥食育の推進	○学校栄養教諭や外部人材による授業の実施 ○美里産の食材を使った地消地産の学校給食の提供

3 質の高い学校教育の推進と発信

細施策名	主な取組
①教職員の資質・能力の向上	○指導力向上に向けた各種研究授業の実施 ○相互授業参観、校内授業研究会の積極的な推進

②学校の組織運営の改善	○各種支援員の充実（外国語指導助手、スクール・サポート・スタッフ、ICT支援員等） ○ノー残業デー・ふれあいデーの確実な実施 ○校務支援システムの導入
③安全・安心な学校づくりの推進	★通学路の安全確保の推進 ★見守りボランティアの充実 ★交通指導員の立哨活動の推進 ○学校規模適正化（統廃合）の検討
④学習環境の整備・充実	○学校における教材等の教育環境の充実 ○情報機器や情報通信ネットワークの効果的な活用 ○小学校の統廃合の検討
⑤特色ある学校教育の情報発信	○各小・中学校のホームページの積極的な活用

4 家庭・地域の教育力の向上

細施策名	主な取組
①家庭教育の充実	○家庭教育に関する情報提供の充実 ○保護者を対象とした学習事業の実施
②学校・家庭・地域が連携した教育の推進	○学校応援団の活動の充実 ○学校評議員等による学校支援体制を踏まえた「社会に開かれた学校」づくりの推進 ○「彩の国教育週間」における学校公開の実施 ○コミュニティスクールの推進 ○スポーツ少年団・子ども会育成会の育成

成果指標

指標名	現状値	目標値（R7）
①不登校児童生徒の解消（％）	0.5 （R1）	0.3
②全国学力・学習状況調査結果（県平均点との差）	小学校国語 +5.0 小学校算数 -1.0 中学校国語 -7.0 中学校数学 -7.0 （R1）	県平均点以上
③中学卒業時の英検3級取得率（％）	32 （R1）	50
④学校給食における食材の町内産農産物の割合（％）	12.9 （R1）	15

関連する個別計画

・美里町教育振興基本計画

基本施策2 まちの魅力を知り、活かせる学びの場と活動づくり

SDGs へ
の貢献



将来像(5年後の目指す姿)

- ・様々な分野の新しい学びとコミュニティに出会えるまち
- ・町民がいつでもどこでも学ぶことができ、学んだことを地域で活かすことができるまち

現況と課題

- ・趣味や余暇の時間を充実させるための生涯学習へのニーズや地域づくりへの関心は全国的に高まっており、本町も例外ではありません。更に、SDGsにある「4. 質の高い教育をみんなに」という開発目標は、学校教育だけではなく、あらゆる世代の学びの場にも関係し、誰もが学ぶ機会を得ることができる環境を整える必要があります。
- ・本町には、古墳等の遺跡をはじめとした多くの歴史的遺産があります。民俗文化財の保護・継承や埋蔵文化財の保護のほか、これらをまちづくりに活かした「万葉の里づくり」を推進してきました。
- ・猪俣の百八燈や駒衣の伊勢音頭、関の獅子舞等の伝統的な行事が数多くあることは本町の魅力ですが、後継者不足により次世代へ継承することが難しい状況にあります。
- ・町民の学習活動の拠点である公民館では、個人や団体が文化活動に積極的に参加したり、あるいは主体となって自主的に活動ができるようサポートしながら施設利用を推進してきました。また、町民の多様なニーズに応えつつ、地域の文化活動の発展のための各種講座や教室の充実に努めていますが、施設の利用人数は減少傾向にあります。特に、新型コロナウイルス感染症の発症後は、感染予防対策による施設の利用制限もあり、大幅に減少しています。
- ・今後、With コロナ、After コロナを意識し、Webを活用したオンライン講座の実施等、新たな公民館講座の提供を検討する必要があります。

後期基本計画の基本方針

- ・町民が生涯を通して、生きがいと喜びをもって地域社会で暮らしていけるよう、生涯学習やコミュニティ活動の支援・充実を目指します。
- ・近年の健康志向に沿った運動教室やコロナ禍でも実施できる Web を活用したオンライン講座等、時代の変化と多様な町民ニーズに対応した講座を提供します。
- ・地域固有の歴史的遺産の保全、継承とともに、町民の歴史や文化遺産に対する愛着と誇りを育む取組を推進します。
- ・子どもの読書環境を整備するなど、子どもの読書活動を推進します。

具体的な施策

1 いきいきとした生涯学習の推進

細施策名	主な取組
①多様な学習機会の提供	○多様な講座の提供 ○近隣大学や民間事業者と連携した事業の提供 ○いきがい大学の開催
②文化・芸術活動の推進	○文化・芸術団体への支援 ○発表の機会の場の提供（文化展、芸能まつり等） ○町民主体の自主講座の開催支援
③生涯学習・文化施設の整備・充実	○遺跡の森総合公園内の生涯学習施設と地区公民館の適正な維持管理の実施
④図書館の充実	○図書館資料の整備・充実 ○子ども読書活動の推進

2 文化財の保護と活用の推進

細施策名	主な取組
①民俗文化財の保護と継承	○文化財保存団体への支援 ○文化財保存団体の後継者育成支援
②埋蔵文化財の保護と活用	○埋蔵文化財の保護活動の推進（発掘調査の実施、報告書の刊行等） ○出土品の活用
③「万葉の里づくり」の推進	○文化財の保全、活用 ○遺跡の森館常設展示室・特別展示室の活用 ○文化財の普及啓発活動の推進

成果指標

指標名	現状値	目標値（R7）
①公民館利用者数（人）	24,495（R1）	26,500
②健康講座の参加者数（人）	2,753（R1）	3,100
③図書貸出冊数（冊）	20,010（R1）	22,500

基本施策3 スポーツを楽しみ健康で暮らせる環境づくり

SDGs へ
の貢献



将来像(5年後の目指す姿)

- ・誰もが、体を動かすことやスポーツを楽しみながら、健康づくりに寄与できるまち

現況と課題

- ・本町では、遺跡の森総合公園内に総合グラウンドや町民体育館、町民武道館、テニスコートを整備するなど、「スポーツ振興の町」としてスポーツ施設の整備を積極的に進めてきました。
- ・町民の誰もが気軽にスポーツを親しみ、体力の維持・向上が図れる環境を整備するため、スポーツ施設の適正な維持管理と計画的な改修・修繕を行っています。
- ・町民体育祭や万葉の里ハーフ駅伝大会等、スポーツイベントを開催し、多世代間交流を図ってきました。
- ・各種スポーツイベント・大会等の会場として施設の貸出を行ってきましたが、少子高齢化に伴う各スポーツ団体の所属人員の減少や団体の解散等が進み、年々スポーツ大会の規模と開催回数が縮小しています。更に、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、多くのスポーツ大会が中止となり、施設利用者数は大きく減少するものと見込まれます。
- ・運動を通じて町民の健康づくりを図るため、令和元年度から e-Wellness 運動プログラムを活用した運動教室を実施してきました。令和2年4月に T-Well 運動プログラムに名称変更しましたが、現在も参加者一人ひとりの身体活動量やライフスタイルに合った運動メニューを取り入れた運動教室を実施しています。今後も町民が積極的に運動を取り入れ、運動習慣の定着が図れるよう、健康づくりを推進していく必要があります。
- ・組織に属した団体競技としての活動ではなく、個人で気軽に身体を動かしたいという声も少なく、遺跡の森総合公園内の健康遊具の利用や総合グラウンドでウォーキングをする町民の姿が見られます。今後は町民の健康づくりにも寄与する創意工夫を凝らした運動機会の提供を行うため、総合型地域スポーツクラブの設立をはじめとする民間事業者と連携した取組を視野にいたした検討が必要です。

後期基本計画の基本方針

- ・誰もが自由に自主的に参加・活動できる生涯スポーツやレクリエーション活動の推進を図り、町民の健康維持と体力増進、交流の活発化を促進します。
- ・体育施設やその設備については、誰もが安全に使用できるよう計画的な整備・管理運営を行います。また、施設運営にあたっては指定管理者制度を導入するなど、利用促進に努めます。
- ・コロナ禍でも安全・安心にスポーツやレクリエーション活動できる環境づくりに努めます。

具体的な施策

1 スポーツ・レクリエーション活動の推進

細施策名	主な取組
①スポーツを通じた元気で健幸なまちづくり	★各種スポーツの振興 ★ミムリン健幸ポイント事業の推進 ★T-Well 運動プログラムを活用した運動教室の推進 ○自主事業の開催（町民体育祭、ウォークラリー大会）
②スポーツ・レクリエーション活動の充実	○スポーツ団体・指導者の育成 ○スポーツ推進委員と連携したスポーツ活動の充実 ○スポーツ少年団の活動支援
③スポーツ施設の整備・活用	○体育施設の適切な維持管理、バリアフリー化の推進 ○指定管理者制度の導入 ○学校体育施設の開放の推進

成果指標

指標名	現状値	目標値（R7）
①スポーツ施設利用者数（人）	37,772 （R1）	50,400

基本施策4 多様な住民が集い、安心して暮らせるまちづくり

SDGs への
貢献



将来像(5年後の目指す姿)

- ・だれもが人権の大切さに対する理解を深め、人権意識を持って行動できるまち
- ・ジェンダーに関係なく、だれもが対等な立場で活躍できるまち
- ・犯罪被害者等が安心して暮らせるまち

現況と課題

- ・男女の不平等、子ども、高齢者、障がい者、外国人、LGBT、同和問題等、様々な人権問題が依然として存在しており、近年ではICT社会の進展によるインターネットへの差別的な書き込みの増加やヘイトスピーチによる人権侵害が発生しています。
- ・SDGsには「5. ジェンダー平等を実現しよう」「10. 人や国の不平等をなくそう」「16. 平和と公正をすべての人に」の開発目標があり、ジェンダーや年齢、障がいの有無、国籍等の不平等や差別の解消は行政課題の一つです。このことから、町民一人ひとりの人権が尊重され、いきいきと自分らしくいられるよう、「お互いを理解し、尊重し合う心」はますます重要となっています。
- ・町では人権擁護委員と連携し、相談体制を整えています。今後も相談体制の充実に努めるとともに、人権に対する理解を深めるための普及啓発に取り組んでいく必要があります。
- ・男女共同参画社会に向けた法律や制度面での整備は進みつつありますが、社会全体で固定的な性別役割分担意識や男女の不平等感がいまだに残っており、男女の家事・育児・介護等への参画や女性の就労を促進するためにも男女共同参画に関する意識の醸成を図ることが必要です。
- ・配偶者等からの暴力の防止に向けた情報提供と啓発を行うとともに、被害者が相談しやすい体制の整備と安全確保、自立に向けた支援等を行う必要があります。
- ・男女共同参画推進に向けての意識改革を行うため、より一層啓発活動を行っていく必要があります。また、ジェンダーに関係なく、地域活動・社会活動に参画できる環境を整え、すべての人が自分らしくいられるまちづくりが求められます。
- ・犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、途切れることなく支援を行う必要があります。
- ・犯罪被害者及びその家族又は遺族が受けた被害の軽減又は回復を図り、犯罪被害者等が安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け総合的に取り組んでいく必要があります。

後期基本計画の基本方針

- ・人権に対する理解を深めるとともに、性別、国籍、障がいの有無等に関係なく、町民一人のひとりの個性と能力を十分に発揮できるまちを目指します。
- ・だれもが共に対等なパートナーとして認め合い、あらゆる分野で対等な立場で活動できる男女共同参画社会を目指します。
- ・犯罪被害者等が受けた被害の軽減又は回復を図り、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

具体的な施策

1 人権尊重社会の推進

細施策名	主な取組
①人権尊重意識の高揚	○人権教育の推進 ○人権に対する意識の普及啓発の推進
②相談体制の充実	○人権擁護委員による特設人権相談所の設置

2 男女共同参画の推進

細施策名	主な取組
①パートナーシップ制度の導入	○パートナーシップ制度に関する要綱の策定 ○男女共同参画推進プランの改定
②男女共同参画意識の高揚	○男女平等に基づく教育の推進 ○男女共同参画に対する意識の普及啓発の推進
③相談体制の充実	○関係機関との連携した相談体制の充実

3 犯罪被害者等に対する支援体制の強化

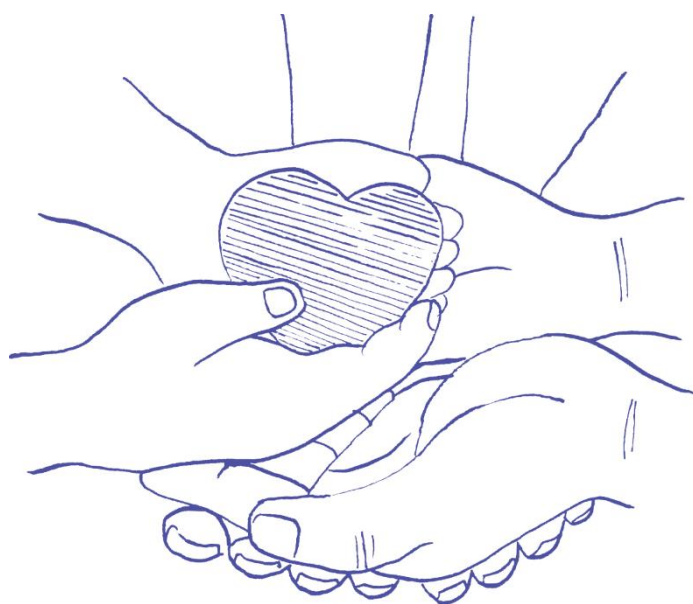
細施策名	主な取組
①犯罪被害者等に対する人権尊重の意識の高揚	○人権に対する意識の普及啓発の推進 ○犯罪被害者等に対する二次被害防止の対応
②犯罪被害者等の支援	○相談及び情報提供を総合的に実施する窓口の設置 ○見舞金の支給 ○関係機関との連携した支援体制の充実

成果指標

指標名	現状値	目標値 (R7)
①審議会等委員への女性の登用目標率 (%)	14.9 (R2)	30.0

関連する個別計画

- ・美里町男女共同参画推進プラン



第2章 産業

基本施策1 農村の魅力を活かした仕事づくり

SDGs への
貢献



将来像(5年後の目指す姿)

- ・安定かつ持続可能な農業経営ができるまち
- ・環境にやさしい農業に取り組む農業者が増加し、安全・安心で高品質な魅力ある農畜産物を生産するまち
- ・町内外の誰もが農業に興味を持ち、農業を楽しめるまち

現況と課題

- ・本町は北西部と南西部にあるゴルフ場を除く、約9割を農業振興地域に指定しており、農業が基幹産業となっています。恵まれた肥沃な農地で、米麦・野菜・果樹・畜産・花き等幅広い農畜産物を生産し、主に首都圏に向けて出荷しています。また、特産のブルーベリーは、首都圏からのアクセスの良さから観光農業につながっています。
- ・農業者の高齢化や後継者不足が進み、農家数、特に専業農家の減少が顕著であり、後継者のいない小規模兼業農家の割合が増えています。今後この状況が更に進むと、荒廃農地の増加につながり、美しい町の景観の維持にも影響をもたらすおそれがあることから、農業の維持・振興は重要な課題です。
- ・農業経営の拡大や効率的な農業経営、遊休農地の活用及び荒廃農地の解消のため、農地中間管理事業や美里町農地バンク事業を活用した農地の利用集積を推進する必要があります。
- ・農業後継者や地域農業の中心となる認定農業者の育成が重要であり、新たに農業を志す人たちのためにも、魅力ある農業環境づくりや人材の育成体制、就農相談体制を充実する必要があります。
- ・本町は減農薬、減化学肥料等による環境に配慮した農業を推進しています。農業者の経営所得の向上を図るため、農産物の付加価値を高める栽培方法の実践やブランド化へ向けた取組が求められています。
- ・農業に親しむ機会の提供と地消地産の推進のため、市民農園の開設を検討します。また、農業だけではなく、林業に関心を持つ人たちが学び体験する場を創出し、農林業に携わる人材の育成に努める必要があります。
- ・効率的・長期的な農業経営のためには、農業用水路や排水路、パイプライン、農業用ため池等の農業生産基盤の整備と維持管理が必要不可欠です。老朽化が進んでいるこれら施設の適切な維持管理と計画的な修繕・更新を図る必要があります。特に、町内13か所ある農業用ため池は防災重点ため池に選定し、自然災害発生時の被害を抑えるための計画的な老朽化・耐震化に向けた対策が求められます。

- ・ 林業従事者の減少により、手入れが行われず、荒廃してしまう森林が増加しています。森林の持つ多様な機能が発揮できる活力ある林業の振興を図るため、伐採・植林・保全等の適切な森林整備が必要です。

■ 農家数、農業人口及び経営土地面積の推移

年	農家数（戸）			農家人口（人）		経営土地面積（ha）			
	総数	販売農家	自給的農家	総数	販売農家	田	畑	果樹園	計
平成12年	1,107	871	236	4,932	3,959	475	396	22	893
17年	1,136	798	338	3,357	3,357	449	355	47	851
22年	1,010	656	354	2,563	2,563	431	292	42	765
27年	1,016	605	411	2,082	2,082	452	288	25	765

※平成17年以降の農家人口は販売農家のみを集計である。
資料：農林業センサス

■ 経営耕地面積規模別農家数の推移

単位：戸

年	総数	自給的農家	販売農家	経営耕地面積規模別				
				50a未満	50a以上 1ha未満	1ha以上 1.5ha未満	1.5ha以上 2ha未満	2ha以上
平成12年	1,107	236	871	160	382	192	82	55
17年	1,137	338	799	136	356	180	72	55
22年	1,010	354	656	111	284	136	66	59
27年	1,016	411	605	98	269	126	47	65

資料：農林業センサス

後期基本計画の基本方針

- ・ 安定的で効率的かつ持続可能な農業経営ができるよう、農業の生産・経営基盤を整備します。
- ・ 農業後継者や地域農業の中心的な担い手となる認定農業者の育成とともに、新規就農者の発掘・育成を図り、人材の確保に努めます。
- ・ 都市住民や来訪者、子どもたちが、農林業に興味を持ち、楽しみながら学び体験できる仕組みをつくります。

具体的な施策

1 農林業の振興

細施策名	主な取組
①農村環境の保全	<ul style="list-style-type: none">○荒廃農地の解消及び農地の利用集積の推進（農地中間管理事業、農地バンク事業の利用促進）○農業用水路や排水路、パイプライン、農業用ため池の適正な維持管理と計画的な整備の推進○集落営農組織の支援○里山・平地林整備事業の推進
②米麦・野菜・花き類の振興	<ul style="list-style-type: none">○美里町飼料用イネ協議会の支援○新規導入作物（機能性農産物等）に対する支援
③果樹の振興	<ul style="list-style-type: none">○美里町果実生産販売組合の支援○美里観光農園の会の支援
④畜産の振興	<ul style="list-style-type: none">○美里町養牛協会の支援○家畜伝染病予防の推進
⑤林業の振興	<ul style="list-style-type: none">○里山・平地林整備事業の推進○埼玉県中央部森林組合との連携強化
⑥鳥獣害対策	<ul style="list-style-type: none">○美里町猟友会との連携強化（有害鳥獣捕獲等の実施）

2 農業人材の育成・確保

細施策名	主な取組
①農業の担い手育成・確保	<ul style="list-style-type: none">○農業会議所、農業女性会議所の活動支援○認定農業者制度の活用推進○集落営農組織の支援○農業生産法人の設立支援○補助事業の活用
②新規就農者の支援	<ul style="list-style-type: none">○埼玉県農業大学校、農業協同組合との連携強化（農業塾の開催等）○就農希望者への情報発信の強化○各種補助事業の活用・充実（農業次世代人材投資等）

3 ブランド化の推進

細施策名	主な取組
①農産物の高付加価値化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○特別栽培農産物認定取得の推進 ○環境保全型農業直接支払交付金事業の推進 ○新規導入作物（機能性農産物等）に対する支援 ★地消地産、6次産業化の推進
②農林業に携わる機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ○市民農園の開設 ○町内小中学校や近隣大学との交流機会の創出 ○体験型農林業の推進 ★地域おこし協力隊、集落支援員を活用した新規交流事業の創出 ○姉妹都市交流事業の推進 ○情報発信の強化

成果指標

指標名	現状値	目標値（R7）
①荒廃農地の面積（ha）	22 （R1）	20
②防災対策を実施した農業用ため池数（箇所）	3 （R2）	7
③新規就農者数（人/年）	1 （R1）	3
④認定農業者数（人）【累計】	73 （R1）	90

関連する個別計画

- ・美里農業振興地域整備計画
- ・美里町農業マスタープラン
- ・美里町人・農地プラン
- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- ・美里町鳥獣被害防止計画
- ・美里町田園環境整備マスタープラン
- ・施設長寿命化計画（ため池）

基本施策2 「食」分野の産業の発展

SDGs への
貢献



将来像(5年後の目指す姿)

- ・町の農畜産物で作られた商品が、町内で購入でき、食べることができるまち
- ・「食」関連の事業者と町が連携・協力し、商品開発に取り組むまち

現況と課題

- ・「基本施策1 農村の魅力を活かした仕事づくり」でも取り上げたとおり、本町では年間を通して、米麦、野菜、果樹や牛豚など様々な農畜産物が生産されていますが、農産物の価格低迷により、農業情勢は厳しい状況にあります。農家所得の向上のためには、農産物の安定供給と付加価値の向上につながる6次産業化の必要性が高まっています。
- ・町特産のエゴマについては、円良田特産センター等に搾油機が導入され、エゴマ油の商品化のほか、町内菓子店の協力による、えごま大福の販売等、新たな商品が生まれました。しかし、その他の農産物については町内に加工品を製造する事業者が少なく、また、加工施設が整っていないため、6次産業化へ向けた取組が遅れています。通年を通して販売できる加工品の開発へ向け、施設の整備や販路先の確保等、6次産業化の体制を整えることが必要です。
- ・町の恵まれた農畜産物を町内外へ情報発信し、美里でしか出会えない、買えない、食べられない、町独自の商品を生み出し、それをPRし、町全体の地域活性化に繋げていく必要があります。

後期基本計画の基本方針

- ・恵まれた町の農畜産物を活かすため、「食」に関する取組を推進し、ここでしか出会えない・買えない・食べられない、町の特産品を生み出します。

具体的な施策

1 「食」分野の産業の充実

細施策名	主な取組
①「食」関連事業者への支援	○食関連企業の誘致 ★農産物加工品の商品化支援
②地消地産の推進	○情報発信の強化 ○PR活動の推進（料理教室、加工品開発講習会等の実施） ★農産物の高付加価値化の推進 ○食育の推進と学校給食への利用促進 ○地元生産者と消費者の交流機会の創出
③6次産業化の推進	★6次産業施設の整備 ○販路ルートの確保・充実 ★地元農産物を扱う飲食店への支援 ★地域活性化施設整備事業と連携した取組の実施 ○町内外の事業者や大学と連携した特産品の開発

成果指標

指標名	現状値	目標値（R7）
①食品関連企業誘致（増分）	0（R1）	1
②町内産農畜産物を活用した新規商品開発数（品）【5年間の合計】	3（R1）	5
③地元食品を使う飲食店数（店）【累計】	31（R1）	35
④加工品開発講習会（回／年）	2（R1）	2
⑤加工品コンクールの実施（回／年）	0（R1）	1

基本施策3 安心して働ける雇用の場づくり

SDGs への
貢献



将来像(5年後の目指す姿)

- ・企業の継続した事業経営と安定した雇用があるまち
- ・製造業だけでなく様々な業種の企業が町に進出したくなるまち

現況と課題

- ・SDGsの開発目標「8.働きがいも経済成長も」にあるように、持続可能なまちづくりには経済成長は欠かせません。このことから持続可能な経済成長のための働き場の確保が求められます。
- ・本町では、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく産業導入地区の指定を行うなど、これまで積極的に企業誘致を行い、多くの企業、工場が立地しています。新型コロナウイルス感染症の発生により、企業を取り巻く経済状況は大変厳しい状態にあり、まずは、雇用を守り、事業が継続できるような支援が求められています。
- ・埼玉県企業局と共同で整備した寄居スマートIC美里産業団地については、立地企業が決まり、新たな雇用の場として期待されています。今後は産業団地進出企業合同の就職説明会の開催を検討していく必要があります。
- ・埼玉県北部の7市町（熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町及び寄居町）で構成する埼玉県北部地域地方創生推進協議会では、高校生等を対象とした企業説明会を開催し、就職希望者と地元企業のマッチングの機会を提供し、雇用の創出に取り組んできました。引き続き、安定した雇用に向けた取組が求められています。

■工業の推移

年	事業所数 (箇所)	従業者数 (人)	製造品 出荷額等 (百万円)	事業所当たり 出荷額等 (百万円)	従業者当たり 出荷額等 (百万円)
平成 22 年	51	2,665	251,321	4,928	94
23 年	—	—	—	—	—
24 年	46	2,731	252,247	5,484	92
25 年	44	2,858	202,303	4,598	71
26 年	44	2,755	109,979	2,500	40
27 年	—	—	—	—	—
28 年	—	—	—	—	—
29 年	44	2,901	114,053	2,592	39
30 年	43	3,011	120,134	2,794	40
令和元年	42	3,144	114,411	2,717	36

資料：工業統計調査（平成 23 年、27 年及び 28 年は未実施、平成 29 年以降の製造品出荷額等は前年度分）

後期基本計画の基本方針

- ・地域経済の発展や若者の定着につながる魅力ある雇用の創出を目指して、優良企業の誘致を推進します。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行等、変化する経済状況に柔軟に対応できるよう、中小企業の継続的な事業経営支援とともに、安定した雇用の維持に努めます。

具体的な施策

1 企業の発展と雇用の創出

細施策名	主な取組
①企業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○優良企業の誘致 ○新たな用地の確保 ○各種奨励金事業の充実（工場立地促進奨励金等）
②安定した雇用の創出	<ul style="list-style-type: none"> ○企業説明会の実施 ○就労相談体制の充実 ○ハローワークとの連携強化

成果指標

指標名	現状値	目標値（R7）
①新規に誘致する企業数（社） 【5年間の合計】	0（R1）	3
②町内事業所就業者数（人）	5,764（R1）	6,100
③就職相談会の実施（件／年）	1（R1）	1

関連する個別計画

- ・農村地域工業等導入実施計画
- ・埼玉県企業拠点強化促進計画

基本施策4 自分らしく働ける環境・仕事づくり

SDGs への
貢献



将来像(5年後の目指す姿)

- ・ 町民のニーズに対応した生活利便性の高い商業施設があるまち
- ・ 起業者が多様な分野の職業を選べ、新たな仕事にチャレンジできるまち
- ・ 時代の変化に対応した新たなサービスを提供する事業が生まれるまち

現況と課題

- ・ 町内には、商店街や大規模なショッピングセンターがなく、個人商店の数も少ないことから、町民の消費行動は近隣市町の大規模店舗等に依存しています。その結果、既存商店からの客離れも進み、更に商店が減るといった負のスパイラルが生まれています。
- ・ 令和2年度(2020)に実施した住民アンケート調査の結果から、買物の利便性の向上は課題であり、町民が町内で買い物できる環境づくりが求められています。まちづくり拠点地区(中心拠点)における商業施設の誘致・整備、更には商工業発展の中心的役割を担っている美里町商工会と協力した取組を通じ、生活利便性の向上に繋げていく必要があります。
- ・ 町の経済成長のためには、前記の「基本施策3 安心して働ける雇用の場づくり」にある雇用創出のほか、働きがいのある自分らしい働き方への支援も必要です。SDGsにある「8. 働きがいも経済成長も」や「5. ジェンダー平等を実現しよう」等の開発目標の実現に向け、特に、町内の若者や女性が新たな仕事にチャレンジできる環境の整備が必要です。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響は、人々の生命のみならず、経済、社会、更には人々の行動・意識・価値観にまで多方面に波及しています。このため、感染症克服とともに、事業の継続、地域経済の回復に向けた支援のほか、地方回帰に資するテレワークの推進やサテライトオフィス・シェアオフィスの設置等、多様な働き方に対応できる環境を整備する必要があります。

■ 商業の推移

年	卸売業				小売業				合計		
	商店数 (店)	従業員 数 (人)	年間商 品販売 額(百 万円)	1商店 当たり	商店数 (店)	従業員 数 (人)	年間商 品販売 額(百 万円)	1商店 当たり	商店数 (店)	従業員 数 (人)	年間商 品販売 額(百 万円)
平成9年	11	—	—	—	84	—	—	—	95	358	7,361
11年	12	106	3,960	330	89	418	5,108	57	101	524	9,068
14年	15	130	5,452	363	86	356	4,406	51	101	486	9,858
16年	17	97	2,075	122	75	343	4,108	55	92	440	6,183
19年	13	68	2,217	171	68	317	4,206	62	81	385	6,423
26年	9	89	2,826	314	54	337	7,618	141	63	426	10,444

資料：商業統計調査

後期基本計画の基本方針

- ・基本構想の土地利用の方針に基づく3つの拠点地区を中心に、町民のニーズに対応した快適・便利・安心な日常生活を支える施設の誘致を図り、商業の振興を図ります。
- ・だれもが新たな事業にチャレンジすることができ、時代の変化に対応した多様な働き方ができる環境を整備します。

具体的な施策

1 商業の振興

細施策名	主な取組
①地元商店の振興	○美里町商工会との連携強化

2 多様な就労と起業促進

細施策名	主な取組
①若者や女性の起業支援	○補助事業の充実（起業支援事業補助金）
②テレワークの推進	★サテライトオフィス・シェアオフィスの整備
③チャレンジショップの推進	★地域活性化施設を活用したチャレンジショップの整備・活動支援

成果指標

指標名	現状値	目標値（R7）
①融資申込件数（件）【累計】	3（R1）	5
②女性の就業率（％）	48（R1）	50
③起業支援数（件）【5年間の合計】	1（R1）	5
④サテライトオフィス・シェアオフィスの整備数（箇所）	—	1
⑤チャレンジショップの整備数（箇所）	—	1
⑥チャレンジショップ活用件数（件）【5年間の合計】	—	5

関連する個別計画

- ・創業支援事業計画
- ・美里町地域活性化施設整備基本構想

基本施策5 人と人がつながる体験型観光づくり

SDGs への
貢献



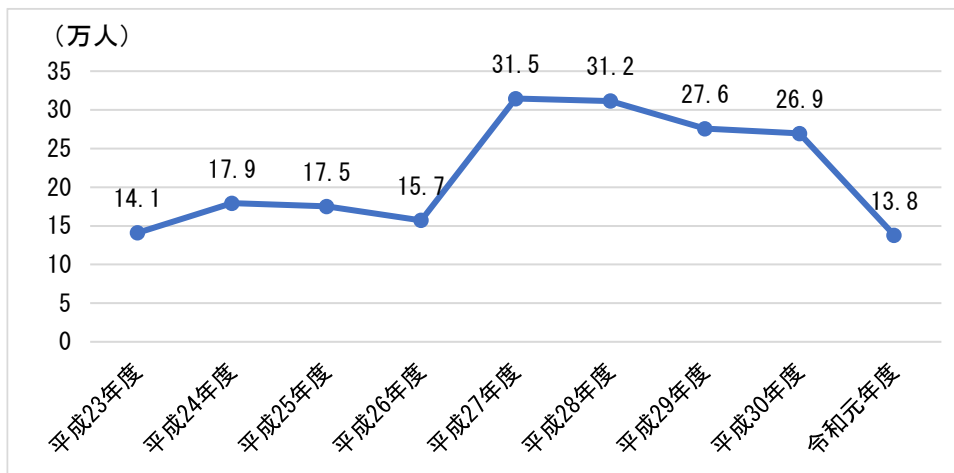
将来像(5年後の目指す姿)

- ・既存観光資源の再認識と磨き上げ、更に新規観光資源の創出により、新しい美力（魅力）を備えたまち
- ・地域活性化施設を観光の拠点に、町内外の観光名所と連携した広域観光に取り組むまち

現況と課題

- ・美しい自然と豊かな伝統文化に恵まれている本町は、果樹の摘み取り、猪俣の百八燈等の行事、各地に点在する文化財等多くの観光資源を有していますが、その素晴らしさを町内外に伝えきれていません。地域にある既存の観光資源の洗い出しとその魅力の磨き上げ、更には新規観光資源の掘り起こしが必要です。
- ・年間を通じて来訪してもらえるような取組や本町を訪れたことのない人に対して町の魅力を伝えるための情報発信の強化が必要です。
- ・現在検討を進めている地域活性化施設を観光の拠点に、町内に点在する観光資源を回遊でき、誰もが美里を楽しめる仕組みの構築が必要です。
- ・まちを訪れる理由は観光資源を見るだけではありません。地域の人との交流も観光の発展には重要な要素です。ブルーベリーの摘み取り体験や市民農園での農作業等、町内外のひとが交流できる環境の整備・充実を図り、より魅力的なまちづくりを進めていくことが必要です。

■入込観光客数



資料：埼玉県観光入込客統計調査、農林商工課

後期基本計画の基本方針

- ・本町の自然環境を活かした体験型観光産業に取り組み、関係人口・交流人口から定住人口の増加へとつなぐ新しい観光のかたちを目指します。
- ・円良田地区については、辺地総合整備計画を策定し、観光施設の整備を図ります。

具体的な施策

1 観光果樹の推進

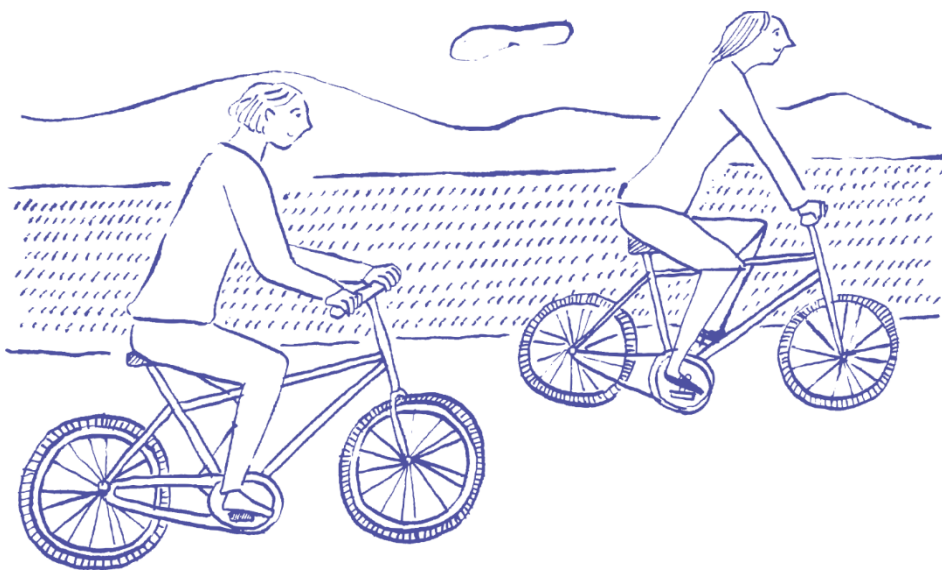
細施策名	主な取組
①果樹の里づくりの推進	○果実生産販売組合、美里観光農園の会の支援

2 交流・体験型観光プログラムの充実

細施策名	主な取組
①観光基盤の整備	★既存資源の磨き上げと新規観光資源の掘り起こし ★観光プログラムの創出 ○地域活性化施設の整備 ★ハイキングコースの整備 ★交流機会の創出・拡大（市民農園の開設、姉妹都市交流事業等） ○体験型農林業の推進 ○近隣市町と連携した広域観光の推進 ○辺地対策事業による施設の整備・更新
②観光PR・魅力発信の強化	★ホームページ、SNS、メディア等を活用した情報発信の強化

成果指標

指標名	現状値	目標値（R7）
①観光入込客数（万人／年）	13.8（R1）	36.0



第3章 保健・福祉・医療

基本施策1 健康に暮らすことができるまちづくり

SDGs への
貢献



将来像(5年後の目指す姿)

- ・ 町民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、楽しみ・生きがいを持って主体的に健康づくりに取り組むことができるまち
- ・ 各ライフスタイルにおける心身の健康づくり支援体制が整い、健康的な生活が送れるまち
- ・ 地域医療体制及び救急医療体制を充実させ、町民が安心して暮らせるまち

現況と課題

【全般】

- ・ 健康・医療・保健サービスは日常生活を送る上で必須の要素です。SDGsには「3. すべての人に健康と福祉を」の開発目標があり、あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保することは自治体の重要な政策の一つです。

【保健・医療事業】

- ・ 生涯健康で自分らしく暮らすためには、子どもから高齢者まで、すべてのライフステージにおける心身の健康づくりが重要となります。本町は、脳血管疾患の標準化死亡比が埼玉県に比べ高く、生活習慣病の予防は重要な健康課題です。そこで、「健康寿命」の延伸に向け、町民一人ひとりのみならず、地域全体で健康づくりを推進する必要があります。
- ・ 母子及び乳幼児の健康の保持・増進のため、子育て包括支援センターにより、妊婦健康診査や乳幼児健康診査、予防接種等を実施するほか、妊娠早期からの切れ目のない心身の健康サポート体制を整備しています。
- ・ 成人・高齢者については、各種健診（検診）の受診率向上と健康相談、個別指導等を実施してきました。今後も病気の早期発見と生活習慣病の予防を図るための取組が必要です。
- ・ 平成27年度（2015）から開始した「めざせ毎日一万歩運動事業」によりウォーキングの普及に努め、平成29年度（2017）からは「ミムリン健幸ポイント事業」を、令和元年度（2020）からは「ICT及びSIBを活用したヘルスケア事業」に取り組んでいます。町民の健康意識の高まりと普及啓発活動により、事業への参加人数は年々増加しており、医療費の抑制等一定の効果が得られています。しかし、男性や若年層等、健康無関心層の参加率が低く、参加率向上に向けたアプローチが課題となっています。
- ・ 更なる高齢化に伴う医療費や介護給付費の増大が懸念される中、持続可能なまちづくりの推進に向けて、引き続き、各健診（検診）及び保健サービスの充実に努める必要があります。
- ・ 町民が生涯を通じて楽しみや生きがいを持って、主体的に健康づくりに取り組める事業を展開し、健康づくりを通じて地域コミュニティの醸成が図られるよう取り組んでいくことが必要となります。

【地域医療体制】

- ・ 町民が安心して暮らしていく上で、地域医療体制の充実は重要な課題となっています。本町には

大規模な病院はなく、高度医療体制は周辺市町に依存しています。

- ・軽症者が救急医療機関を利用することにより、二次救急医療機関の負担が増大することが懸念されます。救急医療体制を確保するため、適正受診の啓発が必要です。
- ・本庄市児玉郡医師会や周辺市町との連携により、休日の診療体制や救急医療体制の確保に努めています。今後も連携を図りながら、地域医療体制及び救急医療体制の充実に努めるとともに、適正受診につながるようかかりつけ医制度や埼玉県救急電話相談について普及啓発が求められます。

【感染症対策】

- ・新型コロナウイルス感染症は日本中に甚大な被害を生むパンデミックとなりました。緊急事態宣言が発令されるなど、健康被害、社会的・経済的な影響は甚大なものであり、社会の様相を一変させました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、終息へ向けて町民一人ひとりが感染症対策を取り入れた「新しい生活様式」を実践できるよう普及啓発を行うとともに、ワクチン接種の推進等、感染拡大防止に向けて取り組む必要があります。また、埼玉県、本庄市児玉郡医師会及び周辺市町と連携し、相談体制のほか検査・医療体制の整備が求められています。

【健康保険事業】

- ・被保険者の高齢化や医療の高度化により、一人当たりの医療費が増加し、国民健康保険財政は厳しさを増していることから、保険財政の健全化と医療費の適正化が求められています。
- ・後期高齢者医療制度については、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、適正に運営していくことが必要です。

【国民年金制度】

- ・国民年金は、老後の生活安定にとって重要な制度です。しかし、若年層を中心に年金に対する認識不足や年金制度への不信感が見受けられます。
- ・国民年金制度への理解を促進するため、引き続き啓発に努める必要があります。

■乳児、1歳6か月児及び3歳児健診の状況

	平成26年度			令和元年度				
	対象者	受診者	受診率	対象者		受診者		受診率
	(人)	(人)	(%)	(人)	増減率(%)	(人)	増減率(%)	(%)
乳児	301	252	83.7	251	▲16.6	213	▲15.5	84.9
1歳6か月児	78	73	93.6	89	14.1	75	2.7	84.3
3歳児	111	83	74.8	86	▲22.5	73	▲12.0	84.9

資料：保健センター(増減率は平成26年度に対する率)

■がん検診等実施状況(令和元年度)

	対象者 年齢区分	対象者数		受診人数		受診率 (%)	要精密再検査	
		(人)	増減率(%)	(人)	増減率(%)		(人)	増減率(%)
子宮がん検診	20歳以上	2,448	▲9.6	592	▲2.5	24.2	16	166.7
乳がん検診	40歳以上	2,269	▲3.1	581	28.3	25.6	25	▲13.8
大腸がん検診	40歳以上	3,914	0.1	1,286	12.8	32.9	58	▲30.1
肺がん検診	40歳以上	3,914	0.1	1,415	5.1	36.2	19	171.4
前立腺がん検診	40歳以上	1,645	4.8	330	▲15.2	20.1	22	▲31.3
胃がん検診※	40歳以上	3,914	0.1	602	▲35.4	15.4	89	▲61.5
ピロリ検診	20・30歳	210	▲9.1	28	▲30.0	13.3	4	▲33.3

資料：保健センター(増減率は平成26年度に対する率である。)

後期基本計画の基本方針

- ・市民が生涯を通して健康で自分らしく暮らすことができるよう、各健診（検診）及び保健サービスの充実に努めるとともに、楽しみや生きがいを持って主体的に健康づくりに取り組める仕組みづくりと健康づくりを通じたコミュニティの醸成を図ります。
- ・本庄市児玉郡医師会や周辺市町との連携を図りながら、地域医療体制及び救急医療体制の充実に努めるとともに、適正医療の普及啓発を図ります。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、その対策を取り入れた「新しい生活様式」の普及啓発とワクチン接種の推進に取り組みます。また、埼玉県、本庄市児玉郡医師会及び周辺市町と連携し、相談体制のほか検査・医療体制の整備に努めます。
- ・適正な資格・保険給付の管理や保険税収納の向上に努め、国民健康保険財政の健全化と医療費の適正化を図ります。
- ・国民年金制度の周知を図るとともに、関係機関と協力・連携に努めます。

具体的な施策

1 健康づくりの推進

細施策名	主な取組
①健康づくり事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ★健康づくり事業の推進・強化（健幸ポイント事業、ICT及びSIBを活用したヘルスケア事業、減塩・生活習慣病予防事業等） ○食育の推進 ○歯・口腔の健康維持の推進 ○喫煙対策の推進 ○心の健康相談の充実 ★高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施
②健診（検診）体制及び保健サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ★妊婦健診、乳幼児健診、各種がん検診の充実 ★特定健康診査等の実施及び保健指導の充実・強化 ★予防接種の推進 ★各種助成事業の充実（がん患者ウィッグ購入費助成、禁煙外来治療費助成、妊産婦医療費助成、人間ドック検診料助成等）

2 医療体制の充実

細施策名	主な取組
①地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ★適正医療の普及啓発
②救急医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ★本庄市児玉郡医師会、周辺市町及び児玉郡市広域消防本部との連携強化 ★救急医療確保のための運営費補助事業の実施 ○#7119の啓発
③感染症対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ★感染症対策の実施 ★疾病の正しい知識及び感染対策についての普及啓発 ★相談・検査・医療体制の整備

3 適正な健康保険制度の推進

細施策名	主な取組
①国民健康保険制度の充実	★特定健診未受診者対策事業の推進 ○調剤費適正化事業の推進 ○国民健康保険被保険者の人間ドック受診率の向上 ○レセプト点検の強化
②後期高齢者制度の円滑な実施	○後期高齢者医療被保険者の人間ドック受診率の向上 ○健康診査・歯科検診の実施 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けた取組の推進
③国民年金制度の啓発	○広報、ホームページへの掲載

成果指標

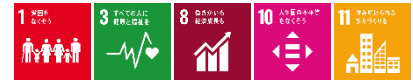
指標名	現状値	目標値 (R7)
①ミムリン健幸ポイント事業参加者 (人)	2,669 (R1)	4,000
②がん検診受診率 (%)	大腸がん検診	各40
	乳がん	
	子宮がん	
	肺がん	
	胃がん	
	(R1)	
③救急車の適正利用率(救急搬送のうち軽症者を除く割合) (%)	60.1 (H30)	65
④国民健康保険特定健診受診率 (%)	48.4 (R1)	60
⑤国民健康保険1人当たりの医療費 (円)	408,842 (R1)	348,000
⑥後期高齢者健康診査受診率 (%)	36.55 (R1)	40

関連する個別計画

- ・ミムリンときめき健康増進計画（健康増進計画、食育推進計画及び歯科口腔保健推進計画）
- ・美里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- ・美里町国民健康保険データヘルス計画

基本施策2 互いに支え合えるまちづくり

SDGs への
貢献



将来像(5年後の目指す姿)

- ・一人ひとりのニーズに合わせた福祉・生活支援サービスを受けられるまち
- ・障がい者、健常者が共に助け合い、互いに支え合い、そして共に活躍できるまち

現況と課題

- ・SDGsには「3. すべての人に健康と福祉を」の開発目標があり、前記の「基本施策1. 健康に暮らすことができるまちづくり」同様、あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進することは自治体の重要な政策の一つです。
- ・少子高齢化や核家族化等の家族構成の変化に伴い、すべての町民が福祉に対する理解を深め、町民が互いに助け合う相互扶助機能を高めることが重要になっています。
- ・本町では、平成30年(2018)3月に「美里町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」を策定し、「ノーマライゼーションとリハビリテーションの考えがいきわたった社会をすべての町民の参画により実現する」という基本理念のもと、障がい者の自立と社会参加を支援し、障がいのある人もない人もすべての町民が社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、生き生きと生活できる地域社会の実現に向け取り組んでいます。
- ・障害福祉サービスの充実と体制づくりのため、社会福祉協議会と連携を図り、相談体制や権利擁護のために必要な援助等の支援体制の充実が求められています。
- ・地域の細かい福祉ニーズを把握するため、民生委員・児童委員をはじめとする地域の福祉ボランティアと行政がより連携を強化する必要があります。また、町内にある社会福祉法人の知的・精神・身体障害者施設及び障害者支援センターと連携を図り、障がい者の就労・社会参加の支援が必要となります。
- ・SDGsには「1. 貧困をなくそう」の開発目標があり、生活困窮者に対する対策も必要です。社会福祉協議会や民生委員・児童委員と町が連携し問題が複雑化、深刻化する前に自立を支援していく必要があります。
- ・障がい者の社会参加を促すため、外出支援の促進等外出しやすい環境を整備するとともに、町民の障がい者に対する理解を深めるための交流・啓発事業の充実が必要です。

■民生委員・児童委員の活動状況 (単位：件)

	合計	相談支援	訪問支援	連絡調整	その他支援
平成27年度	11,509	281	4,869	4,404	1,955
28年度	10,576	374	3,965	4,033	2,204
29年度	8,024	174	2,926	2,934	1,990
30年度	8,052	198	2,746	3,062	2,046
令和元年度	8,385	450	2,745	3,058	2,132

資料：住民福祉課

■身体障害者手帳所持者数の推移 (単位：人)

	合計	視覚	聴覚・言語	内部障害	肢体不自由
平成27年度	420	22	44	116	238
28年度	410	22	42	115	231
29年度	410	24	41	120	225
30年度	409	23	41	120	225
令和元年度	384	19	37	117	211

資料：住民福祉課

■療育手帳所持者数の推移（知的障がい者数） (単位：人)

	合計	㉠（最重度）	A（重度）	B（中度）	C（軽度）
平成27年度	113	21	33	37	22
28年度	112	19	33	37	23
29年度	109	19	31	37	22
30年度	112	22	32	35	23
令和元年度	117	22	32	36	27

資料：住民福祉課

■精神障害者保健福祉手帳所持者数 (単位：人)

	合計	1級	2級	3級
平成27年度	56	2	37	17
28年度	64	4	40	20
29年度	66	5	34	27
30年度	73	10	40	23
令和元年度	81	12	43	26

資料：住民福祉課

後期基本計画の基本方針

- ・障がいのある人が住み慣れた地域で安心して社会参加できるように、地域全体が互いを思いやり支え合う心を持つ、やさしさのあるまちづくりを推進します
- ・障がいのある人が自立して生活できるよう、日常生活における支援体制の強化と福祉サービスの充実を図ります。

具体的な施策

1 社会参加の推進

細施策名	主な取組
①社会参加と交流の推進	○障害者地域活動支援センターの活用 ○地域福祉活動サポーターの導入 ★各種交流事業の実施
②ボランティア活動の推進	○ボランティア養成講座の実施 ○有償ボランティアの利用促進
③障がい者への理解促進	○障がい者との共生社会に向けた町民理解の普及啓発

2 自立に向けた支援の充実

細施策名	主な取組
①生活支援の充実	○障害児（者）生活サポート事業の推進 ○自立支援給付制度の活用（自立支援給付や日常生活用具給付、補装具給付等） ○就労支援の推進 ○成年後見人制度の普及啓発活動の推進
②相談体制の充実	○身近な相談窓口の充実 ○障害者相談支援センターの利用促進 ○専門機関（県機関や福祉、就労、医療施設等）との連携体制の確立

成果指標

指標名	現状値	目標値 (R7)
①就労支援・教育相談件数 (件/年)	27 (R1)	30
②成年後見人制度申立人数 (人) 【累計】	1 (R1)	7

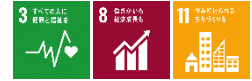
関連する個別計画

- ・美里町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
- ・美里町地域福祉計画



基本施策3 高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくり

SDGs への
貢献



将来像(5年後の目指す姿)

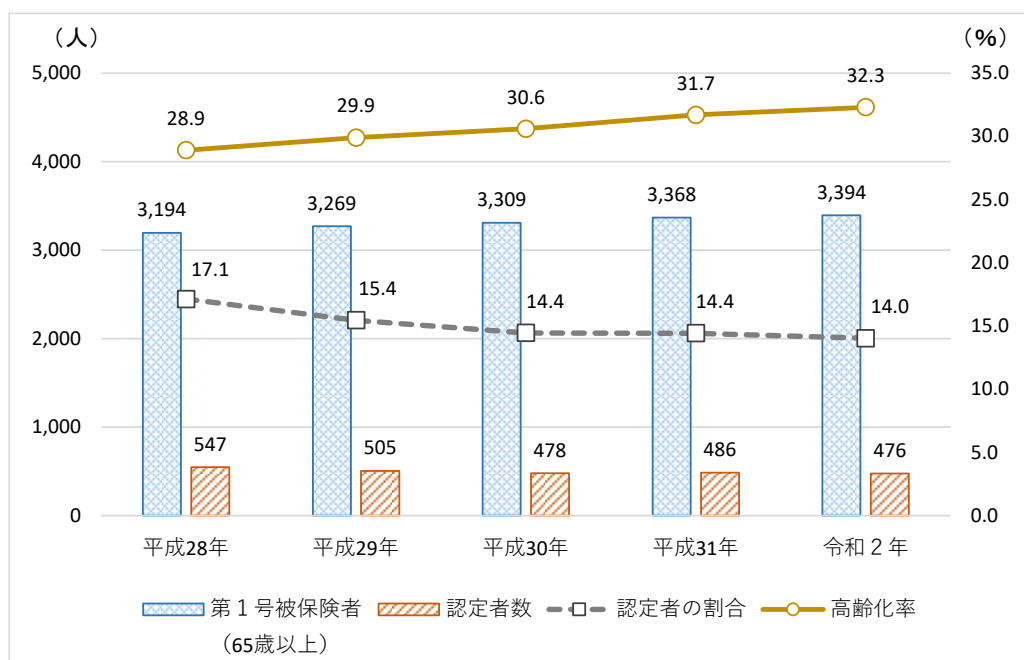
- ・高齢者が住み慣れた地域で、心身ともに健康で安心して暮らし続けられるまち
- ・高齢者が生きがいを持ち、積極的に社会参加をし、地域の担い手として活躍できるまち

現況と課題

- ・令和2年1月1日現在における65歳以上の人口の割合(老年人口比率(高齢化率))は、32.0%と埼玉県の26.2%を大きく上回っており、今後ますます高齢化が進むものと予測されます。
- ・近年においては、要介護認定者数と認定率の割合は減少傾向ですが、介護給付費は年々増加しているため、要介護状態にならないための介護予防対策が重要となります。
- ・これから高齢者支援、特に75歳以上の高齢者に対しては、医療、介護、保健のデータを一体的に分析し、高齢者一人ひとりを医療、介護、保健の必要なサービスに結び付けていくとともに、社会参加、生きがいの取組まで幅広くサポートしていく必要があります。このため、健康課題にも対応できるような通いの場を活用した健康相談、健診(検診)受診勧奨の取組の促進等、後期高齢者医療制度の保健事業と介護予防との一体的な実施を進める必要があります。
- ・本町では、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を構築し、高齢者支援に努めてきました。今後も変化する住民ニーズに対応するため、地域の実情に合った柔軟な介護サービスの提供に向け、システムの見直し・充実を図っていく必要があります。
- ・在宅で介護している家族の精神的・経済的負担の軽減を図るため、認知症介護家族の集いや介護教室、相談会を実施してきました。引き続き、このような機会を提供し、介護する家族の支援に努めていく必要があります。
- ・高齢期をいかに健康で生きがいをもって地域の中で過ごすかが大きな課題となっています。高齢者の自主的な活動の支援と気軽に集える交流の場を提供するため、「高齢者サロン事業」を実施してきました。こうした活動の場の創出・拡大のほか、高齢者の自己実現の要求に応えるために、ボランティアへの参加、就労機会の創出・拡大等、元気な高齢者が生涯現役として活躍できるまちづくりが重要です。

■高齢者数、要介護（支援）認定者数の推移

（各年4月1日）



資料：住民福祉課

厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

後期基本計画の基本方針

- ・高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、心身ともに健康で安心して暮らすことができるよう、行政だけでなく、地域で支え合い、見守るまちづくりを目指します。
- ・医療、介護、保健データを一体的に分析し、高齢者一人ひとりに必要なサービスの提供に加え、社会参加や生きがいづくりの場の提供等、幅広く支援する体制の構築を目指します。

具体的な施策

1 介護予防の推進及びサービスの充実

細施策名	主な取組
①介護予防事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けた取組の推進 ○介護予防事業（高齢者サロン事業、元気！いきいき 100 歳体操事業等）の推進 ○介護予防ボランティアの養成 ○介護予防の普及啓発
②介護サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域密着型サービスの整備 ○要介護認定の適正化 ○介護保険財政の健全化 ○地域包括支援センター各種事業の周知
③地域ケア体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ★地域包括ケアシステムの適正な運用 ★総合相談支援の実施 ★包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の実施 ○在宅医療・介護連携推進事業の実施 ○認知症対策の推進（認知症総合支援事業、認知症サポーターの養成等） ○支え合いや見守りの仕組みづくりの推進（見守り高齢者ネットワークの整備、災害時要援護者支援制度、民生委員・児童委員の活動支援等）
④在宅生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅生活の支援体制の強化 ○介護する家族への支援の充実 ○相談体制の充実 ○各種助成事業の充実（在宅重度要介護高齢者介護手当及び紙おむつ等支給、介護保険利用者負担金助成等）

2 生きがいつくりの推進

細施策名	主な取組
①生きがいつくりの推進	★生きがいつくりの場の提供（介護予防・健康づくり事業、公民館講座、いきがい大学等） ○高齢者の自主活動の支援（老人クラブ等） ○シルバー人材センターによる就労機会の創出・拡大 ★高齢者いきいき活動応援団の養成推進
②多世代間の交流の創出	○高齢者・子育て世代・子ども等、地域の多世代間交流事業の推進 ○社会福祉協議会によるボランティア活動の推進（傾聴ボランティアの育成事業、高校生向けの夏休みボランティア体験プログラム、ワークキャンプ等）

成果指標

指標名	現状値	目標値（R7）
①要介護認定率（%）	14.0（R2）	14.0以下
②通いの場の創設（自主運営による元気！いきいき100歳体操）実施箇所数(累計)	8（R2）	23

関連する個別計画

- ・美里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- ・美里町地域福祉計画

基本施策4 妊娠から子育てまで切れ目のない支援

SDGs への
貢献



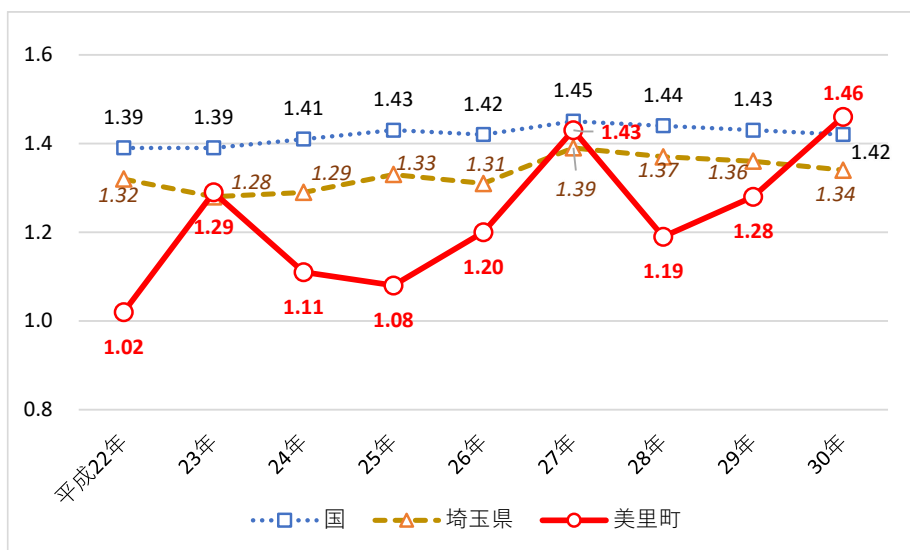
将来像(5年後の目指す姿)

- ・ 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援が整い、子どもを持ちたい人が安心して産み育てることができるまち
- ・ 子育てと仕事を両立しながら、安心して子育てができるまち
- ・ 行政・地域が協力し、まち全体で子どもを見守り、育てる環境が整ったまち

現況と課題

- ・ 我が国においては少子高齢化が急速に進行しており、将来の社会経済に及ぼす影響が懸念されています。本町においても少子化傾向は顕著となっており、持続可能なまちづくりを推進するためには、少子化対策は最も重要な課題です。また、SDGsには「1. 貧困をなくそう」「3. すべての人に健康と福祉を」の開発目標が掲げられ、妊産婦や新生児への医療サービスの充実からひとり親家庭への経済的支援まで幅広い取組の必要性を説いています。
- ・ 令和2年度(2020)に実施したアンケート調査において、理想とする子どもの数は2.39人である一方、直近の美里町の合計特殊出生率を見ると、平成30年(2018)に1.46と、理想とする子どもの数とのギャップがみられており、このギャップを埋めるための施策の充実が課題となっています。
- ・ このような中、「美里町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりに努めてきました。小学校就学前の子どもの発達や生活面での保護者の不安を解消するため、言語聴覚士、作業療法士、公認心理師等の専門員による個別相談のほか、幼稚園・保育園への専門員による巡回相談を実施しました。また、こども医療費の支給対象年齢の拡大や一時的な育児の援助活動を行うファミリーサポートセンターへの利用料金の補助等、子育て世帯の経済的支援のほか、妊娠・出産に係る各種支援(不妊治療費や不妊検査費、妊産婦医療費の助成等)を行い、誰もが安心して子どもを産み育てたいと思える環境の整備に努めてきました。
- ・ 核家族化が進み育児不安を抱えている保護者が増えています。子育て包括支援センターなどが身近な相談場所となり、保護者の不安解消と孤立化を防ぐことが重要です。また、児童虐待の未然防止を図るため、要保護児童対策地域協議会を中心に、児童相談所や警察等関係機関との連携を深め、情報の共有化を図り、早期発見・対応が重要です。
- ・ 子どもを取り巻く環境の変化に柔軟に対応しながら、家庭と地域が支え合い、誰もが安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを進めるため、子育て包括支援センターを中心とした妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない子育て支援サービスの提供、ひとり親家庭や児童虐待への対応等、総合的に子育て支援施策の充実・推進を図っていくことが今後ますます必要とされています。

■合計特殊出生率の推移



資料：埼玉県の人口動態概況（県ホームページ）

■保育園の立地状況 (令和2年4月1日現在)

名称	経営主体	所在地	定員	開設年
松久保育園	(福) 松久福祉会	駒衣	80	昭和29年
みざくら保育園	(福) みざくらの会	阿那志	90	昭和31年
みさと保育園	(福) みさと福祉会	白石	60	昭和31年
ようりん保育園	(福) ようりん福祉会	下児玉	60	昭和55年

資料：住民福祉課

■放課後学童クラブの立地状況 (令和2年4月1日現在)

名称	経営主体	所在地	児童数	開設年
みざくら学童クラブ	(福) みざくらの会	阿那志	44	平成17年
つばさ学童クラブ	(福) 松久福祉会	駒衣	32	平成17年
ひまわり学童クラブ	(福) みさと福祉会	白石	18	平成20年

資料：住民福祉課

■母子世帯数、父子世帯数の推移 (令和2年4月1日現在)

年度	母子世帯	父子世帯
平成27年度	106	3
28年度	100	2
29年度	97	2
30年度	91	2
令和元年度	92	6

資料：住民福祉課

後期基本計画の基本方針

- ・だれもが安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、妊娠期から子育て期までの切れ目のない継続した支援を行います。
- ・子育て世代が不安や孤立感を感じずに子育てができるよう、子育て環境の構築をはじめとして子ども・子育てを取り巻く諸課題に積極的に取り組むとともに、教育・保育・子育て支援の総合的かつ一体的な提供により、美里町の子どもたちの健やかな成長を育みます。

具体的な施策

1 子育て環境の充実

細施策名	主な取組
①妊娠・出産サポートの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て包括支援センター及び母子保健事業の推進強化 ○妊婦、乳幼児健診（検診）の充実 ○各種教室の充実（妊産婦向け教室等） ★各種助成事業の充実（不妊治療費助成、不妊検査費助成、妊産婦医療費助成等）
②子育て支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ★子育て包括支援センターでの総合相談及び支援の推進 ★子ども家庭総合支援拠点の整備 ○相談体制の充実 ○療育的相談事業の推進 ○放課後児童健全育成事業の推進 ★各種助成事業の充実（こども医療費支給、多子世帯保育料等の補助、ミムリン出産祝金等） ○多子世帯に対する支援の充実 ○ひとり親家庭に対する支援の充実
③保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○私立保育園、幼稚園の運営支援 ○ファミリーサポートセンター事業の活用推進
④交流機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○地域子育て支援拠点事業 ○各種教室の充実（すこやか広場等）
⑤児童虐待への対応強化	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て包括支援センターでの相談体制の強化 ○子ども家庭総合支援拠点の整備 ○養育支援訪問事業の強化 ○要保護児童対策地域協議会や関係機関との連携強化

成果指標

指標名	現状値	目標値（R7）
①合計特殊出生率	1.46 （H30）	1.50
②乳幼児健診受診率（%）	83.4 （R1）	95.0
③ファミリーサポートセンターのサポート会員数（人）【累計】	12 （R1）	18

関連する個別計画

- ・美里町子ども・子育て支援事業計画
- ・ミムリンときめき健康増進計画（健康増進計画、食育推進計画及び歯科口腔保健推進計画）

第4章 街づくり

基本施策1 魅力づくりにつながる土地利用

SDGs への
貢献



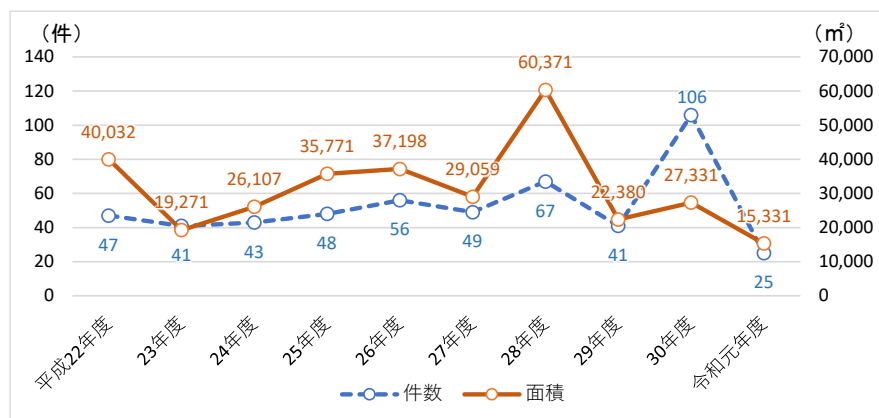
将来像(5年後の目指す姿)

- ・本町の住みやすさにつながる「自然環境の豊かさ」と「安全性」を次世代に継承するための、秩序ある良好な土地利用が図られたまち
- ・町民の生活利便性の向上につながる、美力（魅力）と活力にあふれる拠点が形成されるまち

現況と課題

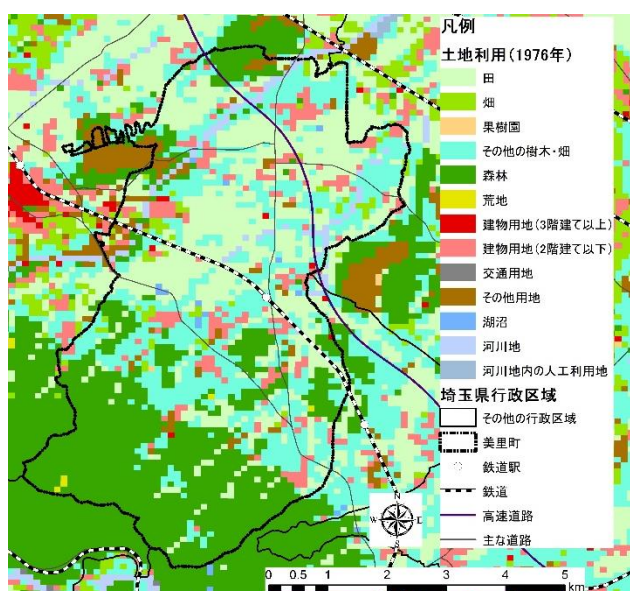
- ・本町は児玉都市計画区域に含まれますが、市街化区域と市街化調整区域の区域区分及び用途地域の指定はありません。町の北西部と南西部にあるゴルフ場を除く、約9割が農業振興地域、約4割が農業振興地域農用地区域に指定されており、都市的土地利用は抑えられてきました。そのため、工業用地については農村産業法（旧農村地域工業等導入促進法）に基づき、農業と工業等との調和ある土地利用を推進してきました。
- ・しかしながら、用途地域等の指定がないことから、国道254号や県道31号等の幹線道路沿道を中心に、農地転用がされ、散在的に建物用地が増加しています。この状況が続くと、本町の財産である良好な農業環境・自然環境が失われるとともに、既存集落における空き家の増加や地域コミュニティの喪失、都市的土地利用の拡散による生活利便性の低下につながるものが想定されます。
- ・町民が「住み続けたい」理由に、森林や農地などの自然環境の良さをあげており、都市的土地利用のコントロールにより、良好な住環境を維持し次世代へ継承することが必要です。一方で、「住み続けたくない」理由としては、買物や交通の不便さがあげられ、小売店舗等の生活利便施設は年々減少している状況にあります。
- ・そのような中、寄居スマートICの開通により、産業団地の集積や地域活性化施設の整備を進め、新たな拠点形成に取り組んでいるところです。更にその周辺には、役場、松久駅、美里中学校などの公共公益施設が集積しており、これらの既存集落と新たなポテンシャルが融合した、町民の生活利便性の向上につながる町の拠点形成が求められます。
- ・SDGsの開発目標「11. 住み続けられるまちづくりを」の実現と将来の発展のためには、拡散的な広がる土地利用から、メリハリのある計画的な土地利用に転換する必要があります。基本構想の土地利用構想に掲げる土地利用や拠点地区においても、それぞれの地区の特性に応じた見直しを行い、自然と調和した住環境の継承と拠点地区の魅力向上につながる持続可能なまちづくりを推進することが必要です。特に役場と松久駅、寄居スマートICに囲まれた「まちづくり拠点地区（中心拠点）」は、町の核となるべく新しい美力（魅力）と活力を創出する場所としての整備と併せ、計画的な都市的土地利用の誘導が求められます。

■農地転用の推移（総数）

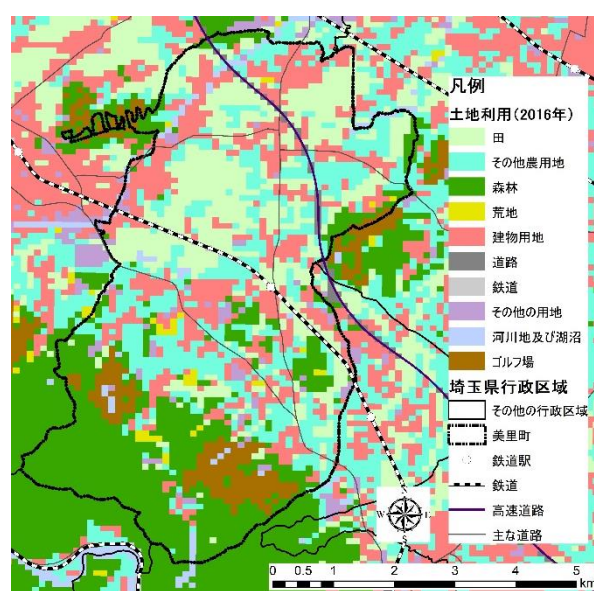


資料：農業委員会

■土地利用メッシュ（1976年）

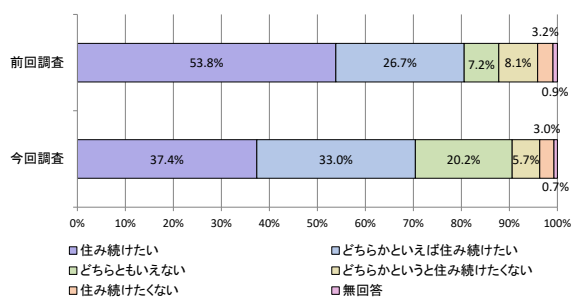


■土地利用メッシュ（2016年）

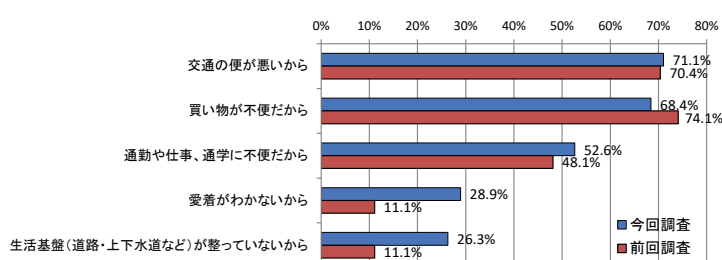


資料：国土数値情報

■町民の定住意向



■「住み続けたくない」理由（上位5項目）



資料：第5次美里町総合振興計画後期基本計画等策定に係る住民アンケート（令和2年8月）

後期基本計画の基本方針

- ・基本構想の土地利用の方針に基づく3つの拠点地区を中心に、それぞれの地域の特性を活かした秩序ある良好な土地利用とコンパクト・プラス・ネットワークによる持続可能なまちづくりを推進します。
- ・地域資源を活用し、快適で暮らしやすく、自然と調和した土地利用を図るため、都市計画マスタープランを策定し、用途地域などの地域地区の指定などによる計画的な土地利用の規制・誘導を検討します。
- ・役場と松久駅周辺のまちづくり拠点地区（中心拠点）では、既存集落と寄居スマートICによる新たなポテンシャルが融合した町の拠点形成と新しい美力（魅力）と活力を創出するため、用途地域等に指定による計画的かつ戦略的な都市的土地利用の誘導と官民連携によるまちづくりを推進します。

具体的な施策

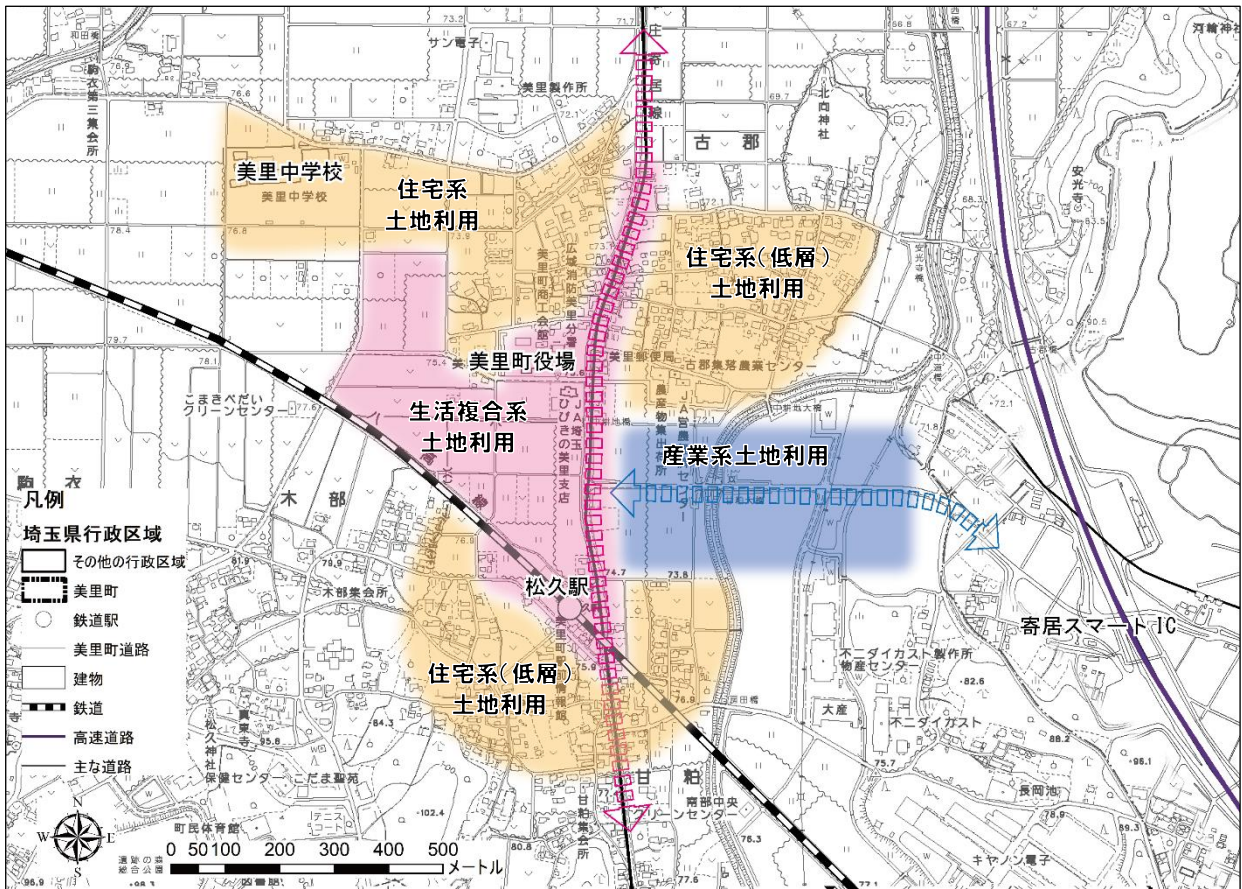
1 戦略的な土地利用の推進

細施策名	主な取組
①都市計画マスタープラン等の策定	★町全域を対象とした都市計画マスタープランの策定 ★持続可能なまちづくりに向けた立地適正化計画の策定
②用途地域等の地域地区の指定	★中心拠点地区における既存集落と新たなポテンシャルが融合した用途地域等の指定
③農業と調和した土地利用の推進	○農業と商工業の調和のとれた産業基盤の整備 ○土地利用構想に即した農業振興地域整備計画の見直し
④辺地振興対策の推進	○円良田地区の辺地総合整備計画の策定

2 地域特性を活かした拠点整備

細施策名	主な取組
①まちづくり拠点地区（中心拠点）	★地域活性化施設整備事業の推進 ○民間による土地活用の推進と生活サービス機能の誘導 ○用途地域の指定による計画的な都市的土地利用の誘導
②まちづくり北部拠点地区	○沿道サービス等の誘導 ○地域特性に応じた地域地区の指定検討
③まちづくり南部拠点地区	○沿道サービス等の誘導 ○自然環境と調和した住環境の整備 ○地域特性に応じた地域地区の指定検討
④新たな企業誘致重点地区	○北部拠点地区周辺における新たな企業誘致

■ 中心拠点地区の土地利用のイメージ



成果指標

指標名	現状値	目標値 (R 7)
①地域活性化施設の整備 (箇所)	—	1
②都市計画マスタープランの策定	—	策定
③用途地域等の指定	—	指定
④立地適正化計画の策定	—	策定

関連する個別計画

- ・ 土地利用構想
- ・ 美里農業振興地域整備計画
- ・ 農村地域工業等導入実施計画
- ・ 美里町地域活性化施設整備基本構想

基本施策2 まちの核となる拠点施設の整備

SDGs への
貢献



将来像(5年後の目指す姿)

- ・「美しい里と出会える場」として、町内外から人が集い、美里の魅力を五感で味わいながら、交流を楽しめる施設があるまち
- ・町民の暮らしの課題を解決し、町内外へ町の魅力を発信する施設があるまち

現況と課題

- ・本町には中心となる商店街や市街地がなく、生活利便性が大きな課題となっています。このことは、令和2年度(2020)に実施したアンケート調査の結果からも得られており、町民が町内で買い物できる場所が求められています。このほか、地元食材を使った飲食店や気軽に立ち寄れる多世代交流の場、地元特産品の販売・購入ができる場所の確保等、暮らしにおいて様々な課題があります。
- ・寄居スマートICの開通により、町への広域交通利便性が向上し、町外からの来訪者の増加が期待できます。そこで、来訪者が食や買物、人との交流等様々な場面で町を楽しむことができるような場所の創出と仕組みづくりが必要です。
- ・災害発生時には地域の防災拠点となるよう、防災機能を備えた施設づくりの検討が必要です。
- ・こうした契機をきっかけに、町の課題を解決するため、まちの核となる地域活性化施設の整備に取り組んでいます。これまで実現可能性調査と基本構想を策定し、施設整備の検討を進めてきました。
- ・拠点施設事業の推進に当たっては、町民や農業者、施設運営事業者等が施設整備の初期段階から参画できる仕組みを検討するとともに、開業後、稼ぐ施設として経営を維持していく必要があります。今後は、町民、農業者、施設運営事業者、関係機関等と協力しながら、美力(魅力)と活力の拠点として持続可能な施設・まちづくりへ向け取り組んでいく必要があります。

後期基本計画の基本方針

- ・寄居スマートICの開通を契機とした広域利便性を活かし、高速道路利用者が立ち寄りたくなる機能を備えた施設を整備します。
- ・整備する施設は、買物や食事、交流等、町民の日常生活における課題を解決するための機能のほか、

町民と来訪者が集い、日常的なにぎわいづくりに取り組みます。更には、地元農産物及びその加工品を活用した地消地産の拠点機能、災害発生時における地域の防災拠点機能を備えた施設づくりを検討します。

- ・本町におけるSDGs推進に係る活動の中心・情報発信の拠点としての機能を有した持続可能な社会を実現する拠点施設を検討します。
- ・施設の計画から運営に町民が積極的に参加し、地域に望まれる施設とします。
- ・施設の運営には、民間ノウハウの活用を検討するとともに、町の資源（食、農畜産物、自然、里山、健幸等）を最大限活用して美里町の「美力（魅力）」をPRできる拠点施設を整備します。

具体的な施策

1 地域活性化拠点施設の整備と活用

細施策名	主な取組
①施設機能の検討	○基本計画の策定
②町民、農業者等の参画	★ワークショップの開催 ★地域活性化拠点施設の整備
③施設の整備・運営の手法	○官民連携による施設運営の推進 ○指定管理者の選定・運営委託 ○生産者の組織化

成果指標

指標名	現状値	目標値（R7）
①地域活性化施設の整備（箇所）	—	1
②地域活性化施設への来客数 （人／年）	—	20万
③地域活性化施設に出荷する農家数 （戸）	—	50

関連する個別計画

- ・美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・美里町地域活性化施設整備基本構想
- ・美里町地域再生計画

基本施策3 暮らしにあわせた快適なインフラの整備

SDGs への
貢献



将来像(5年後の目指す姿)

- ・公共交通機関が連携し、誰もが町内外への移動がしやすいまち
- ・寄居スマートICへのアクセスが高く、更に、町民の暮らしに合わせた道路の整備と適切な維持管理がされたまち
- ・台風や集中豪雨などによる河川氾濫が起きないように、河川・水路が適切に整備・維持管理がされたまち
- ・多くの町内外の人が、安全で安心して利用できる公園があるまち

現況と課題

【全般】

- ・近年、大型台風や局地的な大雨により、道路の冠水や水路の氾濫、住宅の浸水被害等が発生しています。町民の命を守り、安心した生活を送るためには、災害に強いインフラの整備が欠かせません。今後発生が懸念される大規模自然災害の被害を最小限に抑えるため、平時から適正なインフラ施設の維持管理に努める必要があります。
- ・SDGsには「9. 産業と技術革新の基盤をつくろう」「11. 住み続けられるまちづくりを」という開発目標があります。持続可能なまちづくりのためには、住民の日常生活の基盤、産業の基盤となる強靱なインフラを整備し、住み続けられる居住環境の向上が求められています。

【公共交通機関】

- ・町のほぼ中央を東西方向にJR八高線が通り、松久駅がありますが、単線で運行本数が少ないため利用者数は低迷しています。一方、北隣の本庄市には上越新幹線本庄早稲田駅が開業し、東京駅までの所要時間が約50分と、通勤・通学で利用され、町民の利便性が向上しています。
- ・近隣市町を繋ぐ路線バスは、主要県道本庄寄居線に本庄駅南口と寄居車庫間を繋ぐ路線バスが運行されていますが、利用者が少なく運行維持が難しい状況にあります。
- ・町民の主な移動手段は自家用車です。現在、自動車運転免許証を返納した高齢者等の交通弱者に対する支援としてタクシーを利用した補助制度を実施していますが、令和2年度(2020)に実施したアンケート調査の結果から公共交通機関の機能に対する住民の満足度が低く、交通弱者以外の方の交通手段の確保・充実が求められています。
- ・公共交通は、自家用車に代わる誰もが使える移動手段として、利用者ニーズに応じた公共交通サービスの提供、町内の公共交通の充実のほか、人の交流促進を図る視点から町域を越えた公共交通網の形成を目指すなど、総合的に交通政策を推進していく必要があります。
- ・今後は地域活性化施設への公共交通機関の乗り入れによるルート変更等、交通サービスの充実に向けた検討が必要です。

【道路・橋梁】

- ・ 町民の活動範囲の広域化や車社会の進展に伴い、道路の果たす役割はますます重要になっています。
- ・ 令和3年3月28日に寄居スマートICの上下線が全面開通し、町への広域交通アクセスの向上が期待できます。更なる交通利便性の向上を図るため、寄居スマートICと国道254号を繋ぐ新たな道路網の整備へ向けた検討が必要です。
- ・ 町民生活の基盤となる道路を安全で快適に利用するため、舗装の痛み具合等日常的に道路状況を点検し、破損箇所の修繕等の維持管理に努めるとともに、計画的な道路拡幅・改良工事の実施に努める必要があります。
- ・ 橋梁については、長寿命化のため、5年ごとの定期的な点検とともに修繕工事を継続的に行っていく必要があります。

【河川・水路】

- ・ 近年、大型台風や局地的な大雨により、道路の冠水や水路の氾濫、住宅の浸水被害等が発生しています。また、埼玉県が発表した想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域には、県が管理する小山川、天神川流域を中心に町内各所が広く含まれ、河川氾濫に備えた整備が求められています。
- ・ 雨水の流末となる県が管理する河川の整備とともに、町が管理する河川・水路の整備を行い、台風や集中豪雨等による浸水被害の軽減を図る対策が必要です。

【公園・緑地】

- ・ 町内にある公園は、運動や交流の場として町民に利用されています。また、公園には災害時における避難場所としての機能を有しており、中でも遺跡の森総合公園は防災拠点としての重要な役割を担っています。
- ・ 人口減少・少子高齢化が進展する中、特に子育て世代からの公園利用に対するニーズが高まっています。子育てしやすいまち、高齢社会に対応したまちの実現のためには、子どもから高齢者まで幅広い世代が利用できる公園や広場の整備、また既存施設のリニューアルが求められています。
- ・ 地域活性化施設内における広場の活用について、今後検討が必要です。
- ・ 誰もが安全に安心して公園を利用するため、公園施設の適切な維持管理とともに計画的な修繕・更新を進めていく必要があります。

■町道の整備状況の推移

	路線数	延長 (m)	舗装済		規格改良済		自動車交通 不能道路延長 (m)
			延長 (m)	舗装率 (%)	延長 (m)	改良率 (%)	
国道	1	5,150	5,150	100	5,150	100	0
県道	5	20,775	20,775	100	19,789	95.3	0
町道	2,258	443,039	232,915	52.6	248,186	56.0	83,483
計	2,264	468,964	258,840	55.2	273,125	58.2	83,483

資料：建設水道課（国道及び県道は平成31年4月1日現在、町道は令和2年3月31日（現在）

後期基本計画の基本方針

- ・誰もが安心して出かけられるよう、鉄道会社への運行本数増とバス事業者への路線維持に関する要望を行いながら、持続可能な公共交通網の構築に向けて、交通サービスの充実を図ります。
- ・幹線道路、集落内の生活道路及び橋梁の適切な維持管理と計画的な整備を図り、誰もが安全に過ごせる快適なインフラ環境を整備します。
- ・台風や集中豪雨等による浸水被害の軽減を図るため、河川と水路の適切な維持管理と計画的な整備を図ります。
- ・公園施設の適切な維持管理と充実を図り、地域住民の身近な運動、コミュニティ及びレクリエーションの活動の場のほか、災害時の避難所として、安全で安心して利用できる魅力ある公園を整備します。

具体的な施策

1 公共交通サービスの充実

細施策名	主な取組
①鉄道機能の向上	○八高線活性化促進協議会への参画
②路線バスの維持	○県北都市間路線バス維持対策協議会への参画
③町内の交通サービスの充実	○補助事業の充実（公共交通(タクシー)利用料金補助事業） ○町内公共交通網の検討（ルート変更等）

2 道路・橋梁の整備

細施策名	主な取組
①寄居スマートICと国道254号を結ぶアクセス道路の整備	○アクセス道路の整備の推進
②幹線道路の整備	○県への要望活動の推進 ○幹線道路の拡幅、歩道整備の促進 ○交通安全施設の整備促進（ガードレール、ゾーン30等） ○生活道路の拡幅、側溝整備の促進
③生活道路の整備	○簡易舗装の促進 ○交通安全施設の整備促進（ガードレール、ゾーン30等） ○道路の適切な維持管理の実施 ○辺地対策事業による施設の整備・更新
④橋梁の整備	○橋梁長寿命化修繕計画の更新 ○計画的な点検、修繕工事の実施

3 河川・水路の整備の促進

細施策名	主な取組
①浸水被害への備え	○河川及び水路の計画的な整備と適切な維持管理の推進
②開発行為等における雨水流出抑制対策の推進	○雨水貯留施設等の設置の推進

4 公園・緑地の充実

細施策名	主な取組
①公園・広場の充実	○計画的な公園の整備 ○指定管理者制度の活用
②公園遊具の安全確保	○公園遊具等保守点検・日常点検の実施 ○公園遊具等の維持管理の推進

成果指標

指標名	現状値	目標値（R7）
①タクシー券登録者数（人）	544（R1）	600
②道路改良率（％）	56.0（R1）	56.6
③橋梁の点検実施率（％）	100（R1）	100
④国道254号からのスマートICへのアクセス道路の整備	—	事業着手

関連する個別計画

- ・橋梁長寿命化修繕計画

基本施策4 まちの魅力を発信し、情報を集約できる基盤づくり

SDGs へ
の貢献



将来像(5年後の目指す姿)

- ・まちの魅力を町内外に発信し、様々な人に情報を届けられるまち
- ・ICTを活用した行政サービスが充実しているまち
- ・情報の保護や保全のためのセキュリティ対策が強化され、安心して利用できるまち

現況と課題

- ・町ではホームページや行政情報メール、Facebook、移住定住パンフレット等、様々な媒体を活用し、町の業務、取組、行事、災害情報等、町政に関する情報発信をしています。町民への適切な情報の周知や町政への積極的な参画を促すため、有効で分かりやすい情報提供に努めていますが、各情報発信媒体の特性を活かした効果的な情報提供ができていないことが課題です。
- ・今後は各世代、地域をターゲットに合わせた訴求性のある情報発信に努め、観光情報だけでなく本町の日常や暮らしに関する情報も発信し、町内外両方へ向け、町の美力（魅力）を発信していき、来訪のきっかけ、更には交流人口、定住人口の増加に繋げていく必要があります。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、行政サービスのデジタル化の遅れという問題が浮き彫りとなりました。役所に行かずともあらゆる手続きができる社会の実現に向け、行政のデジタル化への対応が求められています。
- ・SDGsには「9. 産業と技術革新の基盤をつくろう」という開発目標があり、日々開発が進む技術を取り入れ、複雑化・高度化する行政課題に対処する必要があります。
- ・2017年（平成29年）から情報連携が開始されたマイナンバー制度を適正に運用するとともに、今後拡充していく本制度を効果的に活用するために必要な環境を整え、行政事務の効率化や町民の利便性の向上に繋げる必要があります。
- ・ICT技術は日々急速に進んでおり、今度も新たな技術の登場が予想されることから、最新の技術に柔軟に対応できる体制づくりや最新技術に合わせた業務改革が必要です。
- ・近年、サイバー攻撃が巧妙化し被害が頻発していることから、庁内の情報セキュリティマネジメントの強化をはじめ、町民が安心して行政サービスを利用できるよう情報セキュリティ対策を強化し、人材育成や安全・安心な環境の実現に向けた取組が必要です。

後期基本計画の基本方針

- ・観光資源やイベント情報、町での暮らし等を様々な媒体を活用し、町内外に発信します。
- ・行政のデジタル化を実現するため、電子申請システムのメニュー拡充と効率的な行政サービスに組み込み、そのために必要な情報基盤を整備します。
- ・情報セキュリティ対策の充実を図るとともに、庁内外に保有するデータの安全確保に努め、誰もが安全・安心に利用できる行政サービスを提供します。

具体的な施策

1 まちの魅力発信の強化

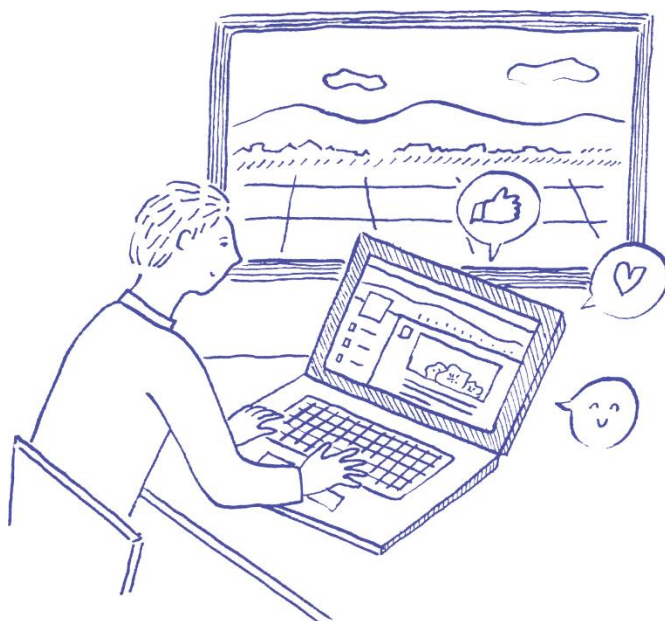
細施策名	主な取組
①情報発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○町ホームページのリニューアルの実施 ★情報発信媒体の充実 ★美里町観光協会との連携強化 ○報道機関への情報提供

2 行政のデジタル化の推進

細施策名	主な取組
①地域情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○行政サービスの電子化の推進 ○ICTを活用した行政サービスの充実（電子申請・届出サービス） ○マイナンバーカードの普及啓発 ○マイナンバーカード利用事務の環境整備の推進 ○ネットワーク環境の整備推進（公共施設におけるWi-Fi整備等）
②情報セキュリティの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ICT技術の動向の把握、分析の推進及び情報収集の強化 ○物理的・人的な情報セキュリティマネジメントの強化

成果指標

指標名	現状値	目標値 (R7)
①町ホームページの年間アクセス数 (件/年)	155,926 (R1)	200,000
②マイナンバーカードの取得率 (%)	9.1 (R1)	100
③マイナンバーカードを利用した申 請事務数【累計】	0 (R1)	10
④情報セキュリティ事故の件数 (件/年)	0 (R1)	0



第5章 生活環境

基本施策1 美しい里の恵まれた自然環境・景観の保全・維持

SDGs への
貢献



将来像(5年後の目指す姿)

- ・豊かな自然環境を保全し、自然との共生を実感できるまち
- ・多様な人材と一体となって農地、森林及び里山の管理に取り組み、住みよい環境を享受できるまち

現況と課題

- ・本町は、南部山間丘陵の森林や里山、そこから流れ出る中小河川、北部の水田地域など、豊かな自然の恵みをうけて、町の名前が示すとおり、「美しい里」の景観を形成しています。これら町の自然は、生態系の基盤や美しい景観形成に寄与しており、町民生活にやすらぎを与える大きな財産となっています。
- ・令和2年度(2020)に実施したアンケート調査の結果では、回答者の約半数が「自然環境の良さ」を町に住み続けたい理由に挙げており、まちづくりに重要な要素であります。
- ・町の豊かな自然環境を守る取組は、SDGsの「15. 陸の豊かさを守ろう」にも通じます。自然環境が失われていくと生態系が崩れ、農林水産業や町民の生活にも影響を与えかねません。本町では、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払事業を活用し、自然環境を維持する取組をしています。引き続きこうした地域の共同活動を支援する必要があります。
- ・林業従事者の減少により、手入れが行われず、荒廃してしまう里山が増えています。里山の持つ多様な機能が発揮できる活力ある林業の振興を図るため、伐採や保全等の適切な森林整備やその活用方法を検討する必要があります。

後期基本計画の基本方針

- ・農地や森林等の適切な管理を行い、自然環境や景観の維持・保全に配慮したまちづくりを推進します。また、農地の有効活用を図るとともに田園風景の保全に努め、人々にやすらぎと憩いを与える緑の環境づくりを推進します。

具体的な施策

1 自然環境・景観の保全

細施策名	主な取組
①森林機能の保全	○里山・平地林整備事業の推進 ○埼玉県中央部森林組合との連携強化
②里山の保全	○里山・平地林整備事業の推進 ○みさと里山再生教室の実施 ○埼玉県中央部森林組合との連携強化
③集团的農地の保全	○計画的な土地利用の推進 ○補助事業の充実(多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業)

成果指標

指標名	現状値	目標値 (R7)
①多面的機能支払事業実施面積 (ha)	789 (R1)	840



基本施策2 暮らしやすい住環境整備

SDGs への
貢献



将来像(5年後の目指す姿)

- ・子育て世代が住みたい、住み続けたい住環境が充実したまち
- ・移住者や町出身者が町内に定住しているまち
- ・老朽化した水道施設の更新や耐震化が実施され、安全で安定した水道水を使えるまち
- ・農業集落排水処理施設や公共下水道について、老朽化した施設が計画的に更新され、安心して施設を使用できるまち

現況と課題

【住宅・住環境】

- ・本町では、これまで自然環境と調和した住環境形成のため、美里町農業振興地域整備計画等に基づき、無秩序な宅地の形成を抑制してきました。将来の町の発展のためには、農地を保全しつつ、住宅地の適正な誘導を図った土地利用を推進することが必要です。
- ・近年、人口の減少等に伴って、空き家や空き地が増加しています。これらの中には、建物の老朽化が進み倒壊の危険があるものや草木が繁茂し、周辺的生活環境を悪化させているものがあります。危険老朽空き家除去補助制度や危険ブロック塀等撤去及び築造事業補助金制度を活用し、良好な居住環境の確保に努めていく必要があります。
- ・本町に定住する人を確保するためには、U I J ターンを検討してもらうための支援体制を充実させることが大切です。各補助事業の充実のほか、空き地・空き家情報の把握と登録勧奨に取り組み、移住者が定住できる環境の提供に努める必要があります。
- ・地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命及び財産を守るため、建築物の耐震診断及び改修にかかる必要を補助し、住宅の耐震化を促進する必要があります。

【上水道】

- ・安全な水の確保は日常生活を送るための必須の要素です。SDGsには「6. 安全な水とトイレを世界中に」の開発目標が掲げられ、持続可能なまちづくりの一つの要素となっています。
- ・本町の水道事業は昭和51年に既存の簡易水道事業を統合して給水を開始し、現在では計画給水人口13,750人、計画一日給水量8,500m³で、給水区域は町全域となっています。
- ・4つの自己水源と県営水道からの受水により、給水量を確保しています。しかし、第2浄水場及び第1水源が埼玉県発表の想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域にあり、水道水の安定供給のためには、これら施設の浸水対策工事及び施設の移転について検討する必要があります。

- ・水道施設の老朽化対策はいまだ大きな課題です。また、人口減少に伴い、給水人口も減少し、水道事業収益の減少も見込まれています。令和元年度（2019）に策定した水道ビジョンに基づき、今後の水道施設の耐震化や計画的な更新、料金改定、節水意識の啓発等、持続可能な水道事業の運営に向けて取り組んでいく必要があります。

【下水道】

- ・SDGsでは「6. 安全な水とトイレを世界中に」を掲げ、「水」のみならず「トイレの整備」が特記され、衛生面の重要性に触れています。また、海に面していない当町においても、適切に排水を処理する取組は、SDGsの「14. 海の豊かさを守ろう」に通じます。安全で快適な生活環境を維持していくためには、公衆衛生の向上と河川等の水質改善を図り、地域の特性に応じた污水处理が必要です。本町では、公共下水道施設と農業集落排水処理施設のほか、浄化槽によって生活排水の処理が行われています。
- ・農業集落排水処理整備事業については、十条、小栗、広木、沼上、円良田、駒衣、南部中央の7つの処理区の整備が完了しています。老朽化した施設の対応は大きな課題であり、施設の修繕・更新に加え、処理区の統合、公共下水道との統合等の検討を進めています。平成29年には、十条処理区及び沼上処理区を公共下水道に接続するため、美里町公共下水道全体計画及び都市計画決定の変更を行いました。中長期的に安定して事業が継続できるよう、今後も老朽化した施設への対応、料金体系や使用料の改定について検討し、経営の健全化を図る必要があります。
- ・公共下水道事業については、農業集落排水処理地区の十条処理区及び沼上処理区を公共下水の計画区域に加えるとともに、下水道に係る各計画の変更作業を実施し、計画的な事業を進めています。中長期的に安定して事業が継続できるよう、施設の適正な維持管理とともに、料金改定による経営の健全化を図る必要があります。
- ・農業集落排水処理地区及び公共下水道区域における、未接続世帯の解消を推進するため、啓発活動に努める必要があります。
- ・合併処理浄化槽の普及を図るため、単独浄化槽及び汲取り式便槽から合併浄化槽へ転換した際の補助事業を実施しています。今後も普及啓発に努め、水質改善や河川等の保全へ向け取り組んでいく必要があります。

■利用関係別着工新設住宅の推移

(単位：戸)

年	総計	利用関係別			
		持家	貸家	給与住宅	分譲住宅
平成27年	63	47	12	0	4
28年	49	41	6	0	2
29年	67	41	20	0	6
30年	70	51	13	0	6
令和元年	65	35	22	0	8

資料：埼玉県統計年鑑

■建築確認申請受理件数の推移

(単位：件)

年度	総数	専用住宅	併用住宅	長屋住宅	店舗	工場	物置倉庫	車庫	老人ホーム等	その他 (変更申請等含む)
平成27年度	95	65	1	0	5	6	9	3	0	6
28年度	123	89	0	7	0	5	4	5	2	11
29年度	74	57	0	1	0	4	2	0	2	8
30年度	80	54	0	3	0	3	6	1	1	12
令和元年度	80	51	0	1	0	3	10	0	3	12

資料：建設水道課

■水道の普及率

年度	給水戸数 (戸)	給水人口 (人)	地域内総人口 (人)	普及率 (%)
平成27年度	4,343	11,368	11,414	99.6%
28年度	4,355	11,265	11,311	99.6%
29年度	4,394	11,180	11,225	99.6%
30年度	4,423	11,172	11,217	99.6%
令和元年度	4,472	11,122	11,167	99.6%

資料：建設水道課

■用途別水使用量の推移

年度	家庭用 (m^3)	工業その他 (m^3)	合計 (m^3)	1日1人当 たり平均 (l)	1日最大 配水量 (m^3)	1日平均 有収水量 (m^3)	有収率 (%)
平成27年度	1,064,521	694,674	1,759,195	424	7,233	4,784	84.7
28年度	1,059,371	654,877	1,714,248	417	6,454	4,697	85.9
29年度	1,051,955	671,694	1,723,649	422	6,850	4,722	86.3
30年度	1,056,631	640,218	1,696,849	416	6,851	4,649	86.6
令和元年度	1,062,367	621,404	1,683,771	415	6,281	4,613	84.7

資料：建設水道課

■農業集落排水処理事業の実施状況

(令和2年1月1日現在)

地区名	供用開始年度	計画人口(人)	計画面積(ha)	供用率(%)
十 条	平成7年	770	18	88.1
小 栗	平成7年	310	17	94.5
広 木	平成9年	1,000	37	85.2
沼 上	平成10年	1,360	25	71.5
円良田	平成10年	270	6	71.7
駒 衣	平成16年	2,950	73	74.8
南部中央	平成23年	2,390	106	56.7
供用開始区域内の供用率(%)				73.6

資料：建設水道課

■公共下水道事業の整備状況

(令和2年4月1日現在)

処理区名	供用開始年度	計画人口(人)	計画面積(ha)	整備面積(ha)	整備進捗率(%)
美里第3処理分区	平成25年度	3,410	189	28.44	15.0

資料：建設水道課

後期基本計画の基本方針

- ・空き家や空き地を活用し、若者がU I Jターンしたくなる住環境づくりと情報発信に取り組みます。
- ・安全で安定した水道水を供給するため、水道ビジョンに基づいた水道施設の適正な維持管理、更新及び耐震化を進めます。また、経営については、経営戦略に基づき、中長期的な収支見通しに沿って適切な料金収入を確保できるよう経営の健全化を図ります。
- ・将来にわたり安定的に水量を確保できるよう、第2浄水場及び第1水源の浸水対策について検討します。
- ・快適で清潔な日常生活の確保、河川・水路の水質保全に向け、生活排水処理基本計画に基づき、農業集落排水事業及び公共下水道事業の施設の修繕・更新に加え、処理区の統合、公共下水道との統合等を図ります。また、料金・使用料の改定による経営の健全化、両事業への加入を推進し、中長期的に安定して事業が継続できるよう取り組みます。
- ・地域の実情に応じて合併処理浄化槽も含めた汚水処理全体の普及促進を目指します。

具体的な施策

1 住宅・住環境の整備

細施策名	主な取組
①宅地の計画的整備、宅地の供給	○計画的な宅地の整備 ○住宅地創出の支援
②若者の定住促進	○埼玉県北部地域空き家バンク制度の活用推進 ○美里町空き地バンク制度の活用推進 ○各種補助事業の充実(美里町定住促進奨励金、住宅改修資金補助金等)
③空き家・空き地の対策	○埼玉県北部地域空き家バンク制度の活用推進 ○美里町空き地バンク制度の活用推進 ○補助事業の充実(危険老朽空き家除去補助金、危険ブロック塀等撤去及び築造事業補助金) ○空き家活用プロジェクトの実施
④耐震改修の促進	○各種補助事業の充実(美里町木造住宅耐震診断補助金、美里町木造住宅耐震改修補助金)

2 上水道の整備・保全

細施策名	主な取組
①水道の整備	○洪水浸水対策に伴う水道ビジョンの見直し ○電気・機械設備の計画的な更新 ○重要給水施設管路の設定及び耐震化の推進 ○経営の健全化のための料金改定の実施
②節水意識の高揚	○啓発活動の推進

3 下水道の整備・保全

細施策名	主な取組
①農業集落排水処理施設の整備	○集落排水処理事業の加入促進 ○機能診断事業、機能強化事業 ○辺地対策事業による施設の整備・更新 ○経営の健全化のための料金改定の検討 ○啓発活動の推進
②公共下水道の整備	○公共下水道事業加入促進 ○経営の健全化のための料金改定の検討 ○啓発活動の推進
③合併処理浄化槽の普及推進	○補助事業の充実 ○啓発活動の推進

成果指標

指標名	現状値	目標値 (R7)
①生産年齢人口(15～64)の社会 移動者数(人/年)	-55 (H27～30年の平均)	10
②定住促進奨励金交付制度申請者(人 /年)	31 (R1)	35
③空き家・空き地バンク制度登録件数 (件)【累計】	0 (R1)	10
④上水道有収率(%)	84.7 (R1)	92
⑤汚水処理人口普及率(%)	81 (R1)	88
⑥住宅改修の支援件数(件/年)	11 (R1)	20

関連する個別計画

- ・土地利用構想
- ・美里町水道ビジョン
- ・美里町生活排水処理基本計画
- ・最適整備構想
- ・利根川右岸流域関連美里町公共下水道全体計画

基本施策3 交流拠点の整備・活動支援

SDGs への
貢献



将来像(5年後の目指す姿)

- ・暮らしを楽しむ人のつながりと互いに支え合える共助の関係があるまち
- ・若者が町内で憩い、出会えるまち

現況と課題

- ・町民ニーズの多様化・高度化により、個人や家庭、行政のそれぞれでは解決できない問題が生じています。本町には、農村だからこそ存在する地域の絆や近所付き合いのほか、行政区における老人会や子ども会、PTA等の各世代の交流、地域の伝統行事や祭り等を通じた世代を超えた地域コミュニティ活動を実施しており、町民同士の交流や近隣の人間関係の良さがまちの魅力として挙がっています。
- ・東日本大震災以降、防災分野等を中心にコミュニティ活動の重要性が再注目されています。今後、核家族化や少子高齢化の進行により、地域町民相互のつながりや連帯感の希薄化が懸念され、より一層「共助」の機能はまちづくりにおいて重要な要素であり、地域コミュニティの醸成を図る必要があります。
- ・定期的に多世代が交流できる場所や若者が集える機会が少ないのが課題です。地域のコミュニティ活動の拠点を整備し、幅広い世代の町民はもちろん、移住希望者や町に関心を持つ若者たちが気軽に集い、交流できる機会を創出する必要があります。

後期基本計画の基本方針

- ・未利用施設や空き家を活用し、多世代の町民が地域交流に積極的に参加し、町民同士のつながりがある安心できるまちづくりに取り組みます。
- ・幅広い世代の町民や移住希望者、町に関心を持つ若者たちが気軽に交流できる機会を創出し、多様なコミュニティが生まれるまちを目指します。

具体的な施策

1 地域での交流づくり

細施策名	主な取組
①小さな交流拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○交流拠点の整備（新設、未利用施設、空き家の活用） ○集会所等の既存施設を活用した地域交流事業の推進
②若者が憩い、出会える場・機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ○若者イベントの開催 ○SAITAMA 出会いサポートセンターを活用した結婚相談支援 ○若者起業支援事業 ○各種補助事業の充実（起業支援事業補助金等）
③コミュニティ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ★行政区等のコミュニティ活動の支援 ○自治総合センターコミュニティ助成事業の活用 ○コミュニティ協議会の支援 ○地域運営組織の設立検討 ○コミュニティ意識の啓発

成果指標

指標名	現状値	目標値（R7）
①地域運営組織の設立数【累計】	—	3
②若者イベントの開催（回/年）	3（R1）	5

関連する個別計画

- ・美里町地域再生計画

基本施策4 暮らしの基盤となる自然環境づくり

SDGs へ
の貢献



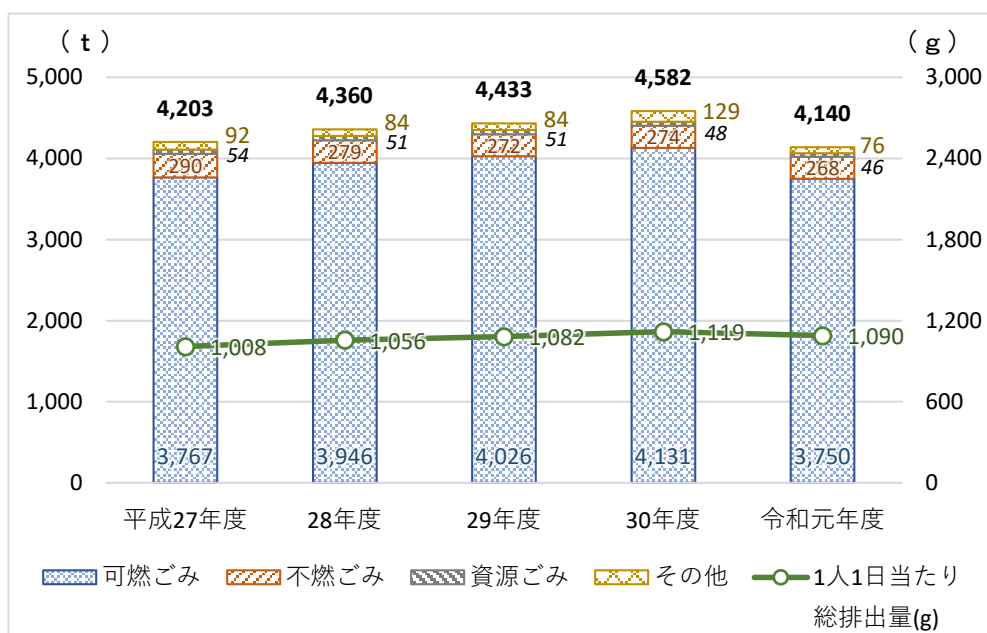
将来像(5年後の目指す姿)

- ・環境に配慮したライフスタイルを推進し、循環型社会が構築され、美しい自然環境が未来につながれたまち

現況と課題

- ・地球規模での地球温暖化の進行や廃プラスチック問題、食品ロス問題等、環境問題は多様化し、地球環境への配慮がいまほど問われるときはありません。SDGsには、「7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「12. つくる責任つかう責任」、「13. 気候変動に具体的な対策を」の開発目標が掲げられており、持続可能なまちづくりを目指す本町にとっては、美しい自然環境を守り、本町の良好な環境を未来に引き継ぐために環境に配慮した活動を実践していくことが必要です。
- ・本町では、美里町環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、環境に配慮した持続可能なまちの実現に向け取り組んでいます。今後も引き続き、町が率先して環境に配慮した行政運営を行うとともに、家庭や学校、職場、あらゆる場所で環境に配慮した取組が実践されるよう、啓発していく必要があります。
- ・埼玉県内の市町村の1人1日当たりのごみ(一般廃棄物)排出量の平均は近年850グラム前後ですが、本町は1,000g前後で推移していることから、その削減が課題となっています。
- ・SDGsが目指す持続可能な社会を実現するため、生産から消費、廃棄までの従来の社会構造システムのあり方や私たちのライフスタイルを見直し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会への転換を図る必要があります。まずは、一人ひとりができる身近な取組として、3R(発生抑制・再使用・再生利用)を推進し、ごみ排出化・資源化を行政と町民、企業が一体となり取り組んでいくことが重要です。
- ・後を絶たない不法投棄の防止と水質汚濁や大気汚染等の公害防止の観点から、監視体制の強化が求められています。
- ・近年、野犬や放し飼い犬の増加、糞尿処理等犬の飼育マナーに対する苦情が増えており、その対策が求められています。野犬の迅速な捕獲、飼い主に対する狂犬病予防注射の徹底や糞尿処理等の飼育マナーの啓発行っていくことが必要です。

■ごみ（一般廃棄物）の処理状況



資料：建設水道課

後期基本計画の基本方針

- ・環境に配慮した持続可能なまちづくりの実現に向け、町が率先して環境に配慮した行政運営を行うとともに、家庭や学校、職場、あらゆる場所で環境に配慮した取組が実践されるよう推進していきます。
- ・3R（発生抑制・再使用・再生利用）を推進し、ごみ排出化・資源化を行政と町民、企業が一体となり取り組みます。
- ・不法投棄と水質汚濁や大気汚染等の公害を未然に防止するため、監視体制の強化を図り、町の美しい自然環境と町民の良好な生活環境を守ります。

具体的な施策

1 生活衛生の推進

細施策名	主な取組
①環境問題対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○環境基本計画の適正な運用 ○地球温暖化対策の推進 ○美里町地球温暖化対策実行計画の適正な運用 ○公共施設における再生可能エネルギーの使用の推進 ○省エネルギー化の推進 ○不法投棄監視員等による不法投棄防止体制の強化 ○環境美化の推進（クリーン美里の実施） ○普及啓発の推進
②公害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○環境汚染の防止対策の実施（水質、ダイオキシン等の環境検査の実施） ○不法投棄監視員等による不法投棄防止体制の強化
③ごみの減量とリサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○3 R（発生抑制・再使用・再生利用）の推進 ○児玉郡市広域市町村圏組合及び構成市町との連携強化 ○廃棄物の適正処理の推進 ○各種補助事業の充実（生ごみ処理容器購入費補助金事業、リサイクル活動推進奨励補助金事業） ○普及啓発の推進
④畜犬の衛生管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○狂犬病予防集合注射の実施 ○普及啓発の推進

成果指標

指標名	現状値	目標値（R7）
① 1人1日当たりのごみ総排出量（g）	1,090 (R1)	850

関連する個別計画

- ・美里町環境基本計画
- ・美里町地球温暖化対策実行計画



基本施策5 互いに見守れる「もしも」の時のネットワークづくり

SDGs への
貢献



将来像(5年後の目指す姿)

- ・ 町民の積極的な協力とともに防災関係機関の総力を結集して、総合的かつ計画的な対策を推進し、災害による被害を軽減し、町民の生命、身体、財産を災害から守れるまち
- ・ 防災力、防犯力を高め、誰もが安全・安心に暮らせるまち

現況と課題

【防災対策】

- ・ 平成23年(2011)3月に発生した東日本大震災をはじめ、近年、台風や大雨による風水害、雪害等、全国で多くの自然災害が発生しています。自然災害が比較的少ないと思われていた本町においても、東日本大震災や平成26年(2014)の茨城県南部地震及び大雪による被害を受けました。更に、東日本の多くの地域で河川が氾濫した令和元年(2019)の台風第19号では、氾濫には至らなかったものの、水位が堤防の高さまで近づき、河川氾濫の懸念から、多くの住民が自主避難をしました。こうした災害の経験から、近年、町民の安全・安心に対する意識が高まっています。
- ・ 防災行政の基本となる国土強靱化地域計画及び地域防災計画に基づいて、平時から危機管理体制の充実に努めるとともに、国・県の動向、社会状況の変化に応じて、これらの計画及び各種防災マニュアルを適宜見直し、災害対応能力の充実・強化を図る必要があります。
- ・ 防災・減災のために、消防施設の適正な維持管理と計画的な整備を行う必要があります。
- ・ 災害発生時の拠点となる、役場をはじめとした公共施設には避難所としての役割が求められています。無停電照明の設置や非常食・飲料水等の備蓄品の確保など避難所機能の更なる充実とともに、地域活性化施設の整備にあたっては地域の防災拠点としての機能を有する施設づくりの検討が必要です。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の終息の目途が立っていない状況下において、大規模自然災害が起きた場合の対応に備える必要があります。避難所における公衆衛生や医療体制の強化を図り、各種感染症の拡大や熱中症の発生の防止、感染症対策に配慮した避難所(福祉避難所を含む。)の運営等、二次災害による新たな医療需要が発生しないよう対策を講じる必要があります。
- ・ 災害時の情報伝達手段として防災行政無線を活用し、正確で迅速な災害・避難情報の伝達を図る必要があります。
- ・ 地域の防災力を高めるため、町民自らが防災意識を高め、お互いに協力し合うことが重要です。自主防災組織の避難訓練や自動体外式除細動器(AED)講習会の実施支援、避難行動要支援者への

支援等、地域の防災体制の強化を図る必要があります。合わせて、災害ボランティアセンターの設置、運営に係るマニュアルの整備、訓練の実施等に取り組む必要があります。

- ・埼玉県が発表した浸水が想定される地域を示した埼玉県洪水浸水想定区域図、地震や土砂災害の危険性を示すハザードマップを活用した啓発活動を行い、防災意識の高揚に努める必要があります。
- ・地域の実情をきめ細かく把握している消防団は、地域防災の要となります。消防団の装備充実と活動に必要な資格受講の支援を行うとともに、耐震性防火水槽や消火栓等の消防施設の設置・更新を計画的に進められるよう支援が必要です。
- ・広域における防災体制については、災害時における協力協定に基づき、県内市町村、民間企業・団体等との連携体制の強化を図る必要があります。
- ・武力攻撃への対応については、美里町国民保護計画に基づき、迅速かつ的確な住民の避難、救援を行う必要があります。

【防犯】

- ・本町では、犯罪を未然に防ぐことを目的として、防犯推進委員やパトロール員による防犯パトロールを年間延べ1,000回以上実施しています。引き続き、このような地域の活発な防犯活動を推進し、犯罪の起きにくいまちづくりへ向けて取り組むことが重要です。
- ・警察や関係機関との連携を図るとともに、町民の防犯意識を高めるための積極的な広報・啓発活動に努めていく必要があります。

後期基本計画の基本方針

- ・町民の生命財産を守り、安全な生活を確保するため、災害の未然防止と被害の軽減に努めるとともに、国土強靱化地域計画及び地域防災計画に基づき、災害に強い社会資本整備を進めます。
- ・「いざ」という時のために、地域町民が互いに声をかけ合い、地域で助けあえる仕組みを構築し、関係機関との連携による防災力、防犯力を高め、誰もが安全・安心に暮らせるまちをつくります。

具体的な施策

1 防災対策の充実

細施策名	主な取組
①防災体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ★国土強靱化地域計画、地域防災計画の適正な運用 ○福祉施設等避難確保計画策定の支援 ★消防団活動の支援及び連携強化 ○新型コロナウイルス感染拡大防止のための避難所における公衆衛生及び医療体制の強化 ○正確で迅速な災害・避難情報手段の確保及びその活用 の推進
②防災・減災のための施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ○消防施設の適正な維持管理及び計画的な整備の推進 ○辺地対策事業による施設の整備・更新 ★避難所設備の充実 ★地域の防災機能を有した拠点施設の整備の検討
③自主防災組織の強化	<ul style="list-style-type: none"> ★自主防災組織の活動支援 ○自主防災組織資機材等整備事業の活用 ○防災訓練・防災講習の実施 ○避難行動要支援者への対策の強化
④防災意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ○洪水浸水想定区域図やハザードマップ等を活用した啓 発活動の推進 ○防災訓練・防災講習の実施
⑤広域防災体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ★災害協力協定の締結推進 ★児玉郡市広域市町村圏組合との情報共有
⑥武力攻撃事態への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急情報ネットワークシステム及びJアラートの適正 な運用

2 防犯対策の充実

細施策名	主な取組
①防犯体制の推進	★防犯パトロールの推進 ○自主防犯活動団体への支援 ★警察署や関係団体等との連携強化
②防犯意識の高揚	○啓発活動の推進（防災無線、防災行政無線登録制メール、電光掲示板、行政情報メールの活用） ○警察署と連携した啓発活動の推進 ○防犯教育の推進
③消費生活保護	○消費生活相談の充実 ○消費者被害防止啓発品を活用した啓発活動の推進 ○消費者被害防止サポーターとの連携

成果指標

指標名	現状値	目標値（R7）
①地域防災拠点の整備（箇所）【累計】	1 (R1)	2
②備蓄食料（食）	10,800 (R2)	12,000
③犯罪率（人口当たりの犯罪認知件数：全刑法犯／年度末人口）（％）	0.48 (R1)	0

関連する個別計画

- ・美里町地域防災計画
- ・美里町国土強靱化地域計画
- ・美里町災害時避難行動要支援者避難支援制度実施要綱
- ・美里町自主防災組織「防災訓練」実施マニュアル
- ・美里町業務継続計画
- ・美里町国民保護計画
- ・美里町災害対応マニュアル
- ・職員初動マニュアル
- ・美里町地域活性化施設整備基本構想

基本施策6 安全で安心して移動できる交通環境

SDGs への
貢献



将来像(5年後の目指す姿)

- ・交通安全施設が充実し、町民が安全・安心して移動できる交通環境が整備されたまち
- ・交通安全に対する意識が高まり、子どもから高齢者までの誰もが交通事故減少に取り組むまち

現況と課題

- ・本町の近年の交通事故発生件数は平成28年(2016)をピークに減少傾向にあります。埼玉県内の市町村別による1年間の人口千人当たりの人身事故率は、上位に位置しています。交通事故の多くは、交通ルールやマナーを守らないことなどから起きるため、啓発活動を通じ、1件でも事故を減らしていくことが課題です。
- ・安全で円滑な道路交通の確保のため、カーブミラー、区画線、ガードレール、街路照明灯等の交通安全施設を整備し、交通事故が多発する交差点には、事故発生の抑制のため、監視カメラの設置と路面標示を設置してきました。今後も交通安全施設等の適正な管理と整備を図る必要があります。
- ・子どもたちの安全を守るため、歩道が整備されていない通学路にはグリーンベルトを設置するとともに、児童・生徒の登校時における交通指導員による立哨指導や登下校時の見守りボランティアの協力による見守り活動を実施しています。
- ・交通安全教育として、交通安全教室を各小学校で開催していますが、高齢者人口の増加に伴い高齢者の交通事故増加が予想されることから、今後はより幅広い年齢層に応じた交通安全教育の実施が求められています。
- ・全国的に実施する、春・秋の交通安全運動及び夏・冬の交通事故防止運動期間においては、引き続き、交通事故防止街頭キャンペーンを実施するなど、交通事故減少に向けて積極的な広報・啓発活動に努めていく必要があります。

■交通事故発生状況の推移

年	人身事故件数(件)	死者(人)	傷者(人)
平成27年	69	0	102
28年	71	0	89
29年	58	1	74
30年	42	1	57
令和元年	39	0	49

資料：建設水道課

後期基本計画の基本方針

- ・安全で円滑な道路交通の確保のため、交通事故多発箇所を中心に、交通安全施設の整備の充実と適正な管理を図ります。
- ・交通ルール・マナー向上と交通安全に対する意識を高めるため、積極的な広報・啓発活動を推進します。

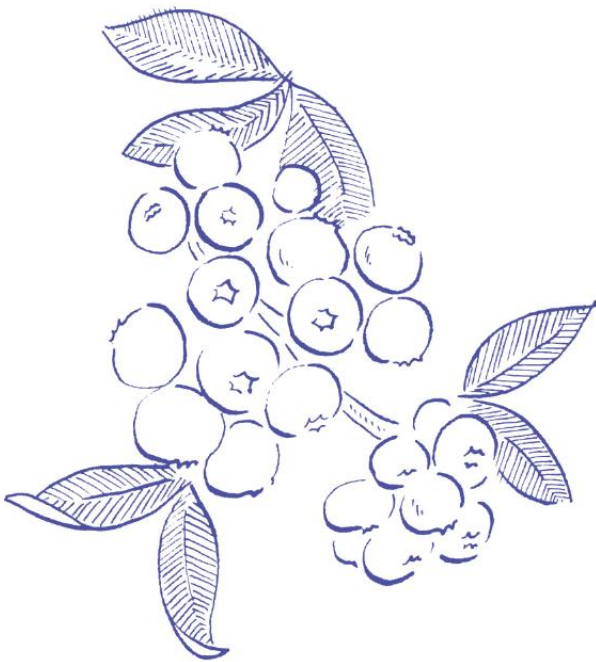
具体的な施策

1 交通安全対策の充実

細施策名	主な取組
①交通安全施設の整備	★交通安全施設の適正な維持管理と整備の推進 ○交通事故多発危険箇所への注意看板の設置 ○歩道の整備 ○信号機の設置要望の推進
②交通安全意識の高揚	○意識の啓発活動の推進（交通事故防止街頭キャンペーンの実施等） ○交通安全教育の推進（交通安全教室の実施等） ★見守り活動の推進（交通指導員による立哨指導、見守りボランティアの協力等）

成果指標

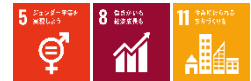
指標名	現状値	目標値（R7）
①人口1,000人当たりの人身交通事故発生件数（件／千人）	3.47（R1）	2.90



第6章 行政

基本施策1 行財政の見直しと健全化の推進

SDGs への
貢献



将来像(5年後の目指す姿)

- ・職員が社会動向や町民ニーズの変化に的確に対応し、効果的な組織運営が行われるまち
- ・長期展望に基づいた計画的な財産運営、大型事業と起債の計画的実施、経常的経費が適正なまち

現況と課題

- ・本町の財政状況は、少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少や新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済活動の縮小や停滞が懸念され、町税収入の減少が見込まれる一方、社会保障経費の増大や老朽化する公共施設の維持管理・更新費等の歳出の増加が見込まれ、今後も厳しい財政状況が続くことが懸念されます。
- ・持続可能なまちづくりの実現のためには、財政健全化の根幹である自主財源を確保する必要があり、事務事業の見直しや新たな財源の確保が求められています。
- ・課税の適正化に努め、一層の納税意識の向上や収納体制の強化等により債権の適正な管理を行う必要があります。
- ・公共施設の多くは高度経済成長期以降に整備され、老朽化が進行しています。そのため、今後の公共施設の維持管理・再編については、総合管理計画及び公共施設個別施設計画に沿った総合的かつ計画的なマネジメントが必要です。
- ・公共施設や町有地等の町有財産の有効活用及び公共施設の管理運営については、指定管理者制度、BTO方式、PFI事業等、民間と行政が連携して行う公民連携手法を積極的に導入し、財政負担の軽減を図るだけでなく、町民サービスの向上に繋げる取組が必要です。
- ・刻々と変化する社会経済情勢や多様化する町民ニーズに迅速かつ柔軟に対応できる組織が求められていますが、いまだ前例踏襲や慣例に基づいた自治体運営の意識から脱却できていません。この状況を抜け出すためには、行政需要や事務量の変化に応じ、効率的に事務事業を遂行するための適正な定員管理を行い、かつ、複雑化・多様化・高度化する行政課題に的確に対応できる組織機構の見直しを図ることが必要です。
- ・新型コロナウイルス感染症により、行政サービスのデジタル化の遅れが浮き彫りになりました。行政のデジタル化を実現し、With コロナ、After コロナの新しい社会に対応した行政運営を目指す必要があります。
- ・本町を担う職員として、これまで以上に、環境の変化に柔軟に対応し、町民の視点に立って行政課題を的確にとらえ、業務遂行に必要な能力と未来に向かって挑戦する意欲ある人材が求められています。そのためには、職員の意識改革と人材育成を図るとともに、職員一人ひとりがいきいきと活躍できる職場環境づくりが必要です。

■財政規模実績（普通会計）

年度	歳出総額（千円）	人口（人）	人口1人当たり歳出総額（円/人）
平成27年度	4,811,186	11,533	417,167
28年度	4,725,080	11,414	413,972
29年度	4,422,228	11,311	390,967
30年度	4,607,502	11,225	410,468
令和元年度	5,078,003	11,217	452,706

※人口は4月1日現在 資料：総合政策課

■財政指数の推移

年度	経常収支比率（%）	実質赤字比率（%）	連結実質赤字比率（%）	実績公債費比率（3カ年平均）（%）	将来負担比率（%）	財政力指数（3カ年平均）
平成27年度	74.8	赤字額なし	赤字額なし	5.1	72.4	0.69
28年度	82.7	赤字額なし	赤字額なし	5.1	61.5	0.68
29年度	80.5	赤字額なし	赤字額なし	5.5	44.9	0.67
30年度	82.3	赤字額なし	赤字額なし	5.7	22.3	0.69
令和元年度	80.4	赤字額なし	赤字額なし	5.9	25.6	0.69

資料：総合政策課

■決算状況（普通会計歳入）

（単位：千円）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
自主財源	町税	1,788,049	1,766,644	1,803,997	1,792,475	1,797,975
	分担金及び負担金	61,334	55,436	58,441	60,937	73,580
	使用料及び手数料	11,684	11,092	11,896	12,589	11,899
	財産収入	9,783	19,638	10,672	9,306	16,874
	寄附金	29,017	40,650	41,348	28,344	35,545
	繰入金	56,278	90,774	82,375	237,433	318,143
	繰越金	486,585	686,827	505,058	468,605	442,251
	諸収入	52,668	71,083	54,854	74,754	92,315
依存財源	地方譲与税	82,811	81,781	80,475	82,619	82,678
	利子割交付金	1,600	1,035	1,661	1,646	846
	配当割交付金	6,527	4,315	5,698	4,563	5,519
	株式等譲渡所得割交付金	6,637	2,631	6,216	4,180	3,332
	地方消費税交付金	202,629	185,423	194,377	218,339	210,178
	ゴルフ場利用税交付金	65,804	63,231	60,550	58,019	56,471
	自動車取得税交付金等	24,997	25,785	33,582	35,220	18,656
	自動車税環境性能割交付金	-	-	-	-	5,646
	地方特例交付金	5,896	5,900	6,128	7,657	21,078
	地方交付税	1,026,174	861,222	866,004	822,670	935,605
	交通安全対策特別交付金	3,832	3,747	3,735	3,434	3,124
	国庫支出金	509,112	635,556	477,105	407,768	465,693
	県支出金	632,996	337,568	319,061	299,395	397,145
町債	433,600	279,800	267,600	419,800	611,400	
歳入合計	5,498,013	5,230,138	4,890,833	5,049,753	5,605,953	

資料：総合政策課

■決算状況（普通会計性質別歳出）

（単位：千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
人件費	746,052	741,836	723,398	708,889	719,056
物件費	512,534	543,863	519,116	554,156	623,758
維持補修費	57,761	72,399	141,494	122,015	69,593
扶助費	824,372	826,104	817,399	784,083	810,110
補助費等	1,075,470	657,660	608,648	617,774	687,150
投資的経費	433,301	642,337	281,664	460,643	790,850
公債費	272,820	294,881	323,382	328,755	359,690
その他	888,876	946,000	1,007,127	1,031,187	1,017,796
歳出合計	4,811,186	4,725,080	4,422,228	4,607,502	5,078,003

資料：総合政策課

後期基本計画の基本方針

- ・行政のデジタル化など時代の変化に迅速かつ的確に対応し、持続可能な行政運営を実施します。
- ・職員が社会動向や町民ニーズの変化に柔軟かつ的確に対応し、自己の能力が発揮でき、いきいきと活躍する職場環境の整備を進めます。
- ・安定した自主財源の確保と重点的に実施すべき施策の「選択と集中」の徹底によるコスト削減を図り、計画的・効率的な財政運営を進めます。
- ・財政負担の軽減と町民サービスの向上のため、公民連携手法など民間活力を積極的に活用した行政運営を推進します。

具体的な施策

1 効率的・効果的な行政運営の推進

細施策名	主な取組
①時代に即応した行政運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○適正な定員管理と柔軟な組織機構の構築 ○行政のデジタル化の推進 ○押印の廃止 ○ICTを活用した業務改革の推進 ○民間活力を活用した行政運営の推進
②職員の意欲と能力を引き出す人材育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○各種研修の充実 ○人事評価制度の適正な運用 ○業務効率化委員会の実施
③職員の健康管理と良好な職場環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の健康管理の充実（健康診断、保健指導、メンタルヘルス対策等） ○働きやすい職場環境の推進（ノー残業デーの推進等）
④窓口サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ○窓口サービス向上委員会の実施 ○受付窓口の利便性向上（第2木曜窓口延長、第4日曜窓口開庁の実施） ○納税相談窓口の開設

2 財政の健全運営の推進

細施策名	主な取組
①自主財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○町税等収納率の向上対策の強化 ○企業誘致の推進 ○広告収入の拡充 ○ふるさと納税・企業版ふるさと納税寄付金制度やクラウドファンディングの有効活用 ○町有財産の有効活用 ○国・県の補助金等の活用
②歳出の削減	<ul style="list-style-type: none"> ○財務書類の作成・分析による財政の健全な運営 ○総合管理計画及び公共施設個別施設計画に沿った総合的かつ計画的な公共施設マネジメントの実施 ○公営企業の経営戦略に沿った経営基盤の強化と自主的・自立的な財政マネジメントの向上 ○公民連携事業の推進

成果指標

指標名	現状値	目標値（R7）
①実質公債費比率（%）	5.9（R1）	7.4以内
②将来負担比率（%）	25.6（R1）	33.0以内
③日曜開庁・平日時間延長利用者数（件/年）	255（R1）	340

関連する個別計画

- ・美里町公共施設等総合管理計画
- ・美里町公共施設個別施設計画
- ・美里町行政改革大綱

基本施策2 住民が楽しくまちづくりに参加できる仕組みづくり

SDGs への
貢献



将来像(5年後の目指す姿)

- ・見やすく、分かりやすく、親しみやすい開かれたまち
- ・町民、民間事業者、活動団体等が積極的にまちづくりに関わり、みんなが活躍できる共生社会の実現したまち

現況と課題

- ・本町では、広報紙やホームページをはじめとした広報活動に加え、情報公開制度等により、様々な町の情報を発信しています。また、町長へのメール、町長との意見交換会、パブリックコメント制度、アンケート調査等、多様な方法で町民の意見や考え方を町政に反映する機会を設けています。
- ・社会経済情勢や人々の価値観、生活スタイルの変化により、行政に対する町民ニーズはますます多様化・高度化することが予想されます。まちづくりの主体である町民の主体性を尊重しながら、開かれた行政と町民参加型のまちづくりを推進することは今後ますます必要となります。そのため、町民がそれぞれの個性・能力・経験を発揮して、自主的・主体的にまちづくりに参加する機会を提供する必要があります。
- ・SDGsでは「17パートナーシップで目標を達成しよう」と、町民、行政だけでなく、企業や活動団体等、町に関わるあらゆる関係者との連携の重要性を説いています。今後より複雑化・高度化する行政課題の解決のためには、こうした関係者と協力し、取り組んでいくことが持続可能なまちづくりには必要です。
- ・人口減少や少子高齢化の進行により、地域の担い手が不足する中、持続可能なまちを維持するためには、定住人口だけでなく、定住はしないが地域活動を支える関係人口の存在が重要な人材となります。こうした人たちが、町民と交流し、町の抱える課題に取り組み、自らの経験を活かしたり、新たなノウハウを身に付けたりして、自身の価値を生み出せる場を創ることが大事であり、居場所づくりが求められています。また、多くの町の魅力を外部に発信することで、町のファンを外部に増やし、関係人口の創出拡大につなげる取組も必要です。

後期基本計画の基本方針

- ・町政や財政等の情報公開を積極的に行い、町民の行政に対する関心を高めるとともに、行政への要望や意見の把握に努めます。
- ・様々な町民ニーズへの迅速な対応と効率的な行政運営を図るため、町民や民間事業者、各種団体との連携を図りながら行政と町民が協力し合う協働のまちづくりを推進します。
- ・町民がそれぞれの個性・能力・経験を発揮して、自主的・主体的にまちづくりに参加できる体制を整備します。更に、新たな担い手として期待される関係人口が活躍できる場所を創出します。

具体的な施策

1 開かれた行政づくり

細施策名	主な取組
① 広聴広報の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に密着した取組や事業の特集記事の掲載 ○ 七つの祝いや町内小中学生へのミムリンググッズの配布 ○ ホームページ掲載マニュアルの作成・見直しや職員研修の実施
② 情報公開の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報公開制度の利用促進 ○ 個人情報の保護、適正な管理 ○ パブリックコメント制度の推進

2 魅力あるまちの担い手づくり

細施策名	主な取組
① 町民参画のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町民参加型の行政運営の推進 ○ 協働によるまちづくりの推進
② 民間事業者、ボランティア団体・NPO法人等との協働	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間事業者との連携強化 ○ まちづくり団体の設立・活動支援
③ 関係人口創出事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ★ 関係人口が活躍できる居場所の創出 ★ 副業人材プロジェクトの活用 ★ 地域おこし協力隊を活用した新規事業の創出 ○ 情報発信の強化 ○ 美里町・戸田市姉妹都市交流推進事業の推進

成果指標

指標名	現状値	目標値 (R7)
① まちづくり事業に関わる者の数 (人)【5年間の合計】	53 (R1)	300
② 関係人口創出事業 (件) 【5年間の合計】	—	3

基本施策3 広域行政の推進と国・県との連携

SDGsへ
の貢献



将来像(5年後の目指す姿)

- ・北部地域で連携して事業を行い地域全体で活性化を図るまち
- ・町政の枠を越えて広域で連携し、国や県に声を届けるまち

現況と課題

- ・住民の生活は、道路交通網の充実や生活様式の多様化により、市町村の行政区域を越え、より広域的なものとなっています。また、住民ニーズの多様化や地方分権の進展に伴い、地方が主体的に取り組む行政課題が増加するとともに、業務の専門化や高度化も進んでいるため、市町村単独では対応が困難な事務事業が発生しています。
- ・本町を含む児玉郡市の1市3町では、広域市町村圏組合を設立し、ごみ処理、し尿処理、火葬場、職員研修、消防・救急等に関する事務の共同処理を実施しています。また、本庄市と「本庄地域定住自立圏の形成に関する協定」を締結し、観光戦略等児玉郡市の活性化を図っています。更に、埼玉県北部の7市町（熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町及び寄居町）からなる埼玉県北部地域地方創生推進協議会に参画し、少子高齢化問題解決のため、若者の移住定住対策に取り組んでいます。そのほか、埼玉県内の町村によって構成される、埼玉県町村情報システム共同化推進協議会において、システムの共同調達等を行ってきました。今後更なる高齢化社会の進行により、このような他自治体との共同化の重要性・必要性は高まると予想されます。
- ・広域行政体制の再編・充実を図るとともに、事務の共同処理や施設の共同利用・政策連携を推進し、効果的・効率的な広域行政を展開する必要があり、更に、既存の一部事務組合における効率的な運営を促進するとともに、広域で取り組む必要がある課題についてはそれぞれ関係する自治体と連携して機動的に対応するほか、事務委託や事務の共同化の可能性を検討する必要があります。
- ・平成21年（2009）9月に本庄市が、定住自立圏構想の中心市宣言をし、美里町は神川町、上里町とともに平成22年（2010）7月に本庄地域定住自立圏の形成に関する協定を締結しました。本庄地域定住自立圏共生ビジョン（平成22年（2010）11月策定、平成27年（2015）3月改定、令和2年（2020）3月改定）により、具体的な取組を推進することとしており、その推進が求められます。

後期基本計画の基本方針

- ・行政の効率化を図るため、事務の共同処理や共同利用等を積極的に活用し、他市町村と連携した広域的な行政を推進します。
- ・人口減少、高齢化の進行による生産年齢人口の減少は行政運営に大きな影響を与えるため、今後想定される課題については共同処理や共同利用等を積極的に推進します。

具体的な施策

1 広域行政の推進・連携

細施策名	主な取組
①広域行政の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○本庄地域定住自立圏構想の推進 ○広域行政体制の再編・充実 ○広域行政の展開
②広域行政の連携	<ul style="list-style-type: none"> ○埼玉県町村情報システム共同化推進協議会への参画 ○埼玉県北部地域地方創生推進協議会への参画

成果指標

指標名	現状値	目標値（R7）
①共同処理組織数【累計】	6（R1）	8
②広域連携による地方創生推進事業（件／年）	2（R1）	2

関連する個別計画

- ・本庄地域定住自立圏共生ビジョン

